

論題	明治十一年巴里万国博覧会と日本の参同
著者	岩壁義光
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告—人文科学— 第 12 号
ISSN	0910-9730
刊行年月	1985 年 (昭和 60 年) 3 月
判型	JIS-B5 (182mm × 257mm)

# 明治一二年巴里万国博覧会と

## 日本の参同

岩 壁 義 光

### 目次

- 一 はじめに
  - 二 日本の博覧会参加決定
  - 三 内務省の初期バリ万博構想
  - 四 内務省構想の変更と参加実態
  - 五 三井物産会社とバリ万博
  - 六 むすび
- 一 はじめに

慶応三年第二回パリ万国博覧会への参加以降、日本は東洋の一小国として自己の存在主張の意味からも、多くの使節を万博会場へ送り続けた。

しかし、日本のおかれた対外的状況は、近代化を急務として募った外債は膨れあがり、外債償却額は明治八年度に約一八四万円にも達し、官僚の間にはこれが日本の金融閉塞の大きな要因となつていと分析する者も少なくなかった。さらにこれに拍車をかけたのが

慢性的な輸入超過と居留地貿易体制であった。このため大蔵卿大隈重信は国産品輸出によって外貨の現地調達による正貨の海外流出阻止を図ろうと、<sup>(1)</sup>積極的な貿易振興政策の整備を急いだ。

こうしたなかで、万博への参加意義も万博の持つ一級国産品の展示場という見本市的性格を生かし、漸次貿易の振興という側面が強調されるようになっていった。

日本が第三回パリ万博への参加を決定したのは、こうした背景のなかであった。

第三回パリ万博は、明治一二年五月一日から同年十一月一日(予定では一〇月三十一日)までの一九四日間、三六ヶ国からの出品者を得て開催された。

本稿では、現在研究が著しく遅れている日本の第三回パリ万博への関与を追いつつ、この時期に現われた特徴的な対外活動の展開について論じてみたい。

### 二 日本の博覧会参加決定

明治九年四月、在仏臨時代理公使中野健明は新聞報道として明治十一年パリにおいて大博覧会が開催される旨の情報を伝えると共に、<sup>(2)</sup>仏国大統領マクマホン(Marshal MacMahon)の布告を外務省へ報じた。この大統領布告は、<sup>(3)</sup>仏国農商務執政(大臣)ライスタンド・ホルの稟議によって、フィラデルフィア万博開催直前の明治九年四月四日に発せられたものであった。

この布告は、その第一条で「来ル千八百七十八年五月一日巴里府ニ於テ農業及工業産物ノ大博覧会ヲ開キ同年十月三十一日之ヲ閉ツベシ此会ヘハ万国ノ産物ヲ列スベシ」と、博覧会の開催期間と共にこの博覧会が「万国ノ産物ヲ列ス」る大博覧会、すなわち万国博覧会であることを明らかにした。すでにパリでは一八五五年(安政二)と一八六七年(慶応三)との両度万国博覧会が開催されており、特に第二回バリ万博は、ナポレオン三世の招請により徳川幕府が日本最初の万博参加使節として水戸の徳川昭武以下二六名を派遣したことで知られ、今回はそれに次ぐ第三回目のバリ万博であった。

さて、五月二三日中野よりの報告を受けた外務省は、万国博覧会開催情報ということもあり、同二六日外務大丞田辺太一より直接内務省博物館へ先の布告訳文を回送したが、同二九日博物館からは「右者当局管掌外之儀ニモ有之候間本省へ御通知ニ相成度」との回答を受け、仏国側通知より一足先にバリ万博開催の情報は内務省の知るところとなった。

一方、在仏公使館報告とは別に、六月一五日在日仏国代理公使ドサンカンタン(De Saint Quentin)は、本国外務卿より訓令があったとして寺島宗則外務卿に一通の書翰を手交した。それによると「貴政府ニ於テ産物並ニ珍奇ノ諸物品御差出被下候様致懇願」と仏国政府代表者として正式に日本のバリ万博参加を求める一方、「博覧会ハ万国人民懇親ヲ堅結シ相互ニ智識ヲ研究シ国土ノ繁富文物ノ盛昌ヲ競フガ為」と、万博の意義を説いたのである。

外務省は第三回バリ万博への招請に対する可否を求めるため、七

月八日付で太政官に対し、万博への参加が「澳英米等之博覧会へ御出品相成候先例も有之候ニ付彼ノ懇請ニ応セラレ候哉御治定被仰出度然上右博覧会開場之義内地一般へ御普告相成内地人民同会へ出品致度所望之者ハ御世話有之可然と存候」という、万博参加と国内への布告を骨旨とした寺島外務卿の上申書を、先の六月十五日付仏国代理公使書翰と共に提出したのである。この上申書にもあるように、明治政府としての万博参加は明治六年のウィーン万国博覧会をもって嚆矢とし、次いで同六年のイギリス経常博覧会、同八年のメルボルン万国博覧会、そして先に述べた翌九年のフィラデルフィア米国立百年記念万国博覧会と、毎年のように参加を繰り返して来たことが外務省の万博参加理由のひとつとして上げられている。

しかしながら、一方で外務省は先例があることのみを参加の理由として考えていたのではなく、より能動的な立場でこの博覧会の位置付けを前述した寺島外務卿上申書草稿でみせている。すなわち、上申書が太政官に提出される前日の七月七日、外務省内で作成された上申書草稿はその前半部分のみが成文(前述引用部分)となったが、後半では「尤外国於而其好ム所且要用トスル所ノ物品ハ既ニ維也納及費拉特費等之博覧会於而経験スル所ニ候へハ其辺博覧会事務局於而取調可成後來輸出之媒助ト相成候物品ヲ御選定予メ金額何程ト御定メ事務官派出費用等も右金額之内ヨリ仕払候様有之度候」と万博参加を対外貿易の観点から注目し、また出品物の売却によって事務官派遣費等も支弁しようとしたのである。ここには周知のように慢性的輸入超過に苦しむ財政事情のなかで、万博を日本の貿易体

制変革の内に位置付け、また万博運営をも自給自足的運営の下に貫徹させようとする外務省の構想の一端を窺うことが出来る。

さて、寺島外務卿から上申書と仏国代理公使書翰とを受けた太政大臣三条実美は、七月一三日第三回パリ万博への参加と費用について内務卿大久保利通代理の内務少輔林友幸と大蔵卿大隈重信とに下問した。<sup>(10)</sup>これに対し、八月一日大蔵内務両卿連署で三条太政大臣に上申書が提出され、そのなかで「博覧会之挙タル人民ノ智識ヲ増シ百工技術ノ進歩ヲ要候ニハ実ニ緊切ノ義ニ有之且外務卿上申之通澳米其他ヘモ御出品相承候義ニ付彼ノ懇請ニ被応御出品相成且人民出品之義モ御差許相成可然」と述べて、パリ万博への参加に賛成すると共に、フィラデルフィア万博同様民間人の参加を募ることを明らかにし、その布告案を副えて上申したのである。ただ、費用については「該会規則書等到来ノ上尚熟議」した上で更に上申するとして、ここでは即答を避けた。

こうして、明治九年八月一七日、太政官は大蔵内務両卿の布告案に万博開催期間を加えた「第百十一号布告」を右大臣倉倉具視の名で発したのである。

### 第百拾七号

來ル明治十一年 西曆千八百七十八年 五月一日ヨリ同十月三十一日マテ六

ヶ月間佛蘭西國巴里府ニ於テ萬國大博覽會開設ニ付御國人民望ノ者ハ出品差許候條内務省ヘ可申出此旨布告候事

但規則書等ハ追テ同省ヨリ頒布スヘキ事

明治九年八月十七日

右大臣倉倉具視<sup>(12)</sup>

一般への布告と共に、八月二二日には外務大輔鮫島尚信より在日仏国代理公使に対し仏国の第三回パリ万博招請に応ずる旨回答したが、鮫島大輔は同布告について「此指令並公布面ニテハ人民出品トノミ有之候ヘ共尙政府ヨリモ該会ヘ御出品相成候事」が明瞭でないとして、史官との交渉の末、仏国代理公使への回答書では「我政府ヨリモ諸産物並人造物等取調ヘ出品可致且人民ヘモ普ク及布告出品志願候者ハ政府於而相当ノ便宜ヲ与ヘ補助可致候」と記して、パリ万博には政府と民間が参加すること、民間の参加には政府が援助することなど、明治政府の積極的な姿勢を前面に押し出したのであった。

### 三 内務省の初期パリ万博構想

日本政府から第三回パリ万博参加の回答を得た仏国は、九月に入ると実質的交渉へと動きを活発化していった。

九月三〇日、寺島外務卿に面会したカンタン仏国代理公使は、「今般吾国勸農商務卿ヨリ右博覽會設為ニ就テハ出品陳列位置并ニ坪数及ヒ陳列スヘキ物品ト陳列スヘカラサル物品、或ハ運輸受納諸入費等ニ於テ吾国博覽會事務掛官員ト協議ヲ要スルカ為メ貴政府ニ於テモ該事務掛官員数名御選舉有之度旨申越候」と告げ、日本側の

対応を求めた。さらに在仏中野臨時代理公使からも、九月二二日付で「既ニ英李魯等ノ諸國ニ而ハ太子白耳義和蘭兩國よりハ王ノ子弟中より主宰シテ派出ノ事ニ相定リ申候付而ハ右辺御明考相応ノ主任被為定出品等追々御着手有之度候然ル時ハ御交際并産業上ニ於而も利益不少義ト奉存候<sup>(16)</sup>」との公信が送付されており、また別便にて仏国側と各国派遣事務官との交渉が一〇月一日より開始されると報じ、開催へ向け各国の動きも足並みがいよいよ揃いつつあった。<sup>(17)</sup>

しかし、こうしたパリにおける万博への進行状況に対し、日本側の動きはほとんど停滞したままであった。この時期、大久保を中心とする内務省は廢藩置縣以来の重要施策と考えられていた地租改正事業に専念すると共に、一〇月二四日発生した熊本県士族大田黒伴雄らの神風連の乱をはじめとして、それに呼応して起った秋月の乱、萩の乱、さらに旧斗南藩士永岡久茂らの千葉県庁襲撃計画などの士族反乱鎮圧のほか、一二月十九日に発生した三重県下飯野郡農民一揆など地租改正反対運動の弾圧など内政問題に謀殺されていたのである。このため万博事務、特に仏国派遣全権委員選出は遅れ、万博参加の障害とも成りかねない様相を呈してきた。

仏国は、すでに動き出した各国派出委員との交渉状態に比し、種々の照会に対応の遅い日本側に対し、「日本国ノ義ハ極メテ遠隔ノ地ニ付往復等少カラザル日限ヲ要候条尔来諸規則確定ノ時ニ相通候様イタシ度ニ付本邦（日本……筆者注）ハ右全権ノ人派出有之候<sup>(18)</sup>」は中野臨時代理公使に代行願い度旨申し出たのである。これはパリ万博を規定する諸規則が公表された時点で、遅れ勝ちの日本の

博覽會事務が混乱することによって日本の参加が実質不可能になることへの懸念が働いたためであった。この申し出は大久保内務卿の承諾を得て、明治一〇年一月八日寺島外務卿より中野に対し「博覽會江理事官到着迄ノ間貴下代理可被致事<sup>(20)</sup>」との公文を以って命じられ、ここに一步ではあるが、漸く日本側パリ万博事務の仏国における窓口が正式に開かれることになった。

一方、国内に多くの問題の集積した日本側も博覽會参加へ向け対応を始め、明治一一年一月内務省は博覽會参加経費と参加概要とをまとめ上げた。ここには内政問題に苦悩しつつ、万博準備にも配慮せねばならない内務省の現状を一面如実にみることが出来る。

#### 佛國博覽會經費之儀ニ付伺<sup>(21)</sup>

來明治十一年佛國博覽會ニ付テハ昨明治九年第百拾壹号公布之旨モ有之候處今般右爲諸費金拾萬圓御下渡相成右金額ヲ以事務官費用ヲ始メ一切支辨候見込ヲ以可伺出旨御達之趣奉敬承候依テ該會要領ニ關スル左ノ件々ヲ目途トシ必要之諸費精々省略ヲ旨トシ切詰メ豫算調整仕候處凡別冊甲乙書類之通金額總計金拾七萬五千三百圓餘ニ相成且出品者之義モ一切之費用都テ自費ヲ以出品候儀ハ方今實際之事情ニ於テ萬々難出來不得止相應之御補助ヲ仰キ該會場之不體裁ヲ不生様適宜出品爲致申度且又總裁等之場合ニ於テハ各國御交際上之面目ニモ相關シ候義ニ付一概ニ費用而已省略之取調ニモ難相成等此上費額減省之見込何分相立兼實際之經費金拾萬圓ヲ以支辨候義ハ重々難行屆當御時節柄別而當惑仕候得共不得止之事情深ク御洞察之上甲

號總裁之費用ニ屬スル分ハ一切別途御出金被成下其他副總裁事務官等之月給ヲ始メ諸經費之爲メ惣額金拾五萬圓御下附被成下候様仕度左候得ハ患者費其他臨時費用之義モ都テ右金額内ヲ以適宜流用悉皆支辨候様可仕此段至急何分之御決裁有之度候也

明治十年一月

内務卿 大久保利通

太政大臣三條實美殿代理

右大臣岩倉具視殿

伺之趣聞届副總裁以下月給其他諸費トシテ金拾五萬圓下渡候條臨時費用ノ儀モ都テ右金額内ヲ以流用支辨可致總裁ニ屬スル諸費ハ別途可下渡候條見積金額ニ不超過様可致事  
明治十年二月三日

佛國博覽會事業ノ要件

一、總裁

一等官 一名

派出

但明治十一年三月十六日出發同七月三十日歸着ノ積

一、副總裁

二等官 一名

一名

在國

一、事務官長

四等官 一名

派出

但明治十年十一月一日出發同十二年三月三十一日歸着ノ積

一、事務官

五等官一名  
六等官一名

二名

在國

一、事務官<sub>出品掛</sub>

判任  
志人ニ付月給四拾圓平均

三名

一名 在國

內 二名 派出

但志人ハ明治十年四月一日出發同十二年三月三十一日歸着志人ハ明治十年十一月一日出發同十二年三月三十一日歸着ノ積

一、事務官<sub>庶務掛</sub>

判任  
志人ニ付月給三拾圓平均

三名

一名 在國

內 二名 派出

但明治十年十一月一日出發同十二年三月三十一日歸着ノ積

一、審査官

壹人ニ付月給五拾圓平均

二名

派出

但明治十一年四月一日出發同年十一月三十一日歸着ノ積

壹人ニ付月給四拾圓平均

一、翻訳

五名

一名 在國

四名 派出

但壹名ハ明治十年四月一日出發同年十二月三十一日歸着壹

名ハ明治十年十一月一日出發同年十二月三十一日歸着二名

ハ明治十年四月一日出發同年十一月三十日歸着ノ積

一、出品人ハ式十名ヲ限り渡航不差許積リ

但附屬之通辨共

一、出品荷物ハ惣額五百噸迄ヲ限り出荷不差許積

一、事務局ハ別ニ設立セス本省内又ハ内國博覽會事務局等ニテ適宜

合併事務取扱候積

一、患者其外豫算費目外之臨時費用ハ都テ別途御出方可相成積

以上

この内務省案によれば、初め太政官が計画した博覽會規模は予算総額一〇万円程度であり、これを以って「一切支弁」する予定であった。しかし、内務省は太政官の意向に添って「必要之諸費精々省略ヲ旨トシ切詰メ予算調整」し、さらに総裁関係費を別途としても五万円を増額した一五万円が必要と結論した。この予算に従って計画された「仏國博覽會事業ノ要件」をみると、事務局の規模は総裁・副総裁・事務官長がそれぞれ一等官・二等官・四等官で任命される以外は判任官以下で占められ、経費抑制の努力がなされている。また派出委員についても全体で一二名とし、さらに先述したようにに消費の高さむ総裁費を別仕立としている。この派出委員数は、出品人の渡仏予定者二〇名を加えても全体で三二名という小規模な派遣であり、また事務局も特に別に設置する予定はなく「本省又ハ内國博覽會事務局等」に合併する体裁となっていた。

以上の内務省案は従来日本が参加してきた万国博覽會の規模と比較した時、その消極的構想は明確なものとなる。ちなみに、明治六年ウィーン万博への出品は全て政府であり、派出委員は二三名で五七万三千余円の費用を投入して参加しており、明治九年フィラデルフィア万博に際しても三二人の派出委員と二九万三千余円を費やしての参加であった。<sup>(22)</sup>このことからみてもバリ万博への日本の参同は計画段階から極めて緊縮型であったと言えるが、渡仏商人を二十名と決定していた事実は、民間人による出品を中核として参加したフィ

ラデルフィア万博でさえ計画時には「随行商人五名<sup>(23)</sup>」とされていたことと比較すると、実に四倍となっていることに特に注目しておきたい。

この内務省案は明治一〇年二月一日太政官に提出され、同月三日には決済されて博覧会へ向けての活動が本格化されつつあった。しかし、これより先一月三〇日鹿児島私学校生徒による草牟田村火薬局襲撃を発端に勃発した「西南戦争」という明治最大の士族反乱によって、博覧会事務は再び大きな影響を被ることとなった。

明治天皇は孝明天皇十年式年祭のため一月二四日東京を発ち京都へ行幸していたが、この行幸には、有栖川宮熾仁親王、三条太政大臣、木戸孝允なども同行し<sup>(24)</sup>、東京には岩倉具視右大臣、大久保内務卿らが残ったが、西南戦争開始後の二月一三日、大久保も急拠京都へと向った。このため、仏国博覧会事務は前島密内務少輔に代行されることになった。

西南戦争は、二月一五日西郷隆盛が兵を率いて鹿児島を出発、二日には西郷軍が熊本城を包囲するなど政府に大きな衝撃を与え、このため政府は熾仁親王を征討総督に任じてその鎮圧に全力を傾けた。三月に入ると戦線は膠着化し一進一退を繰り返したが、同月二〇日政府軍が田原坂を占領した頃から西郷軍の後退が徐々に始まった。

この間、内戦である西南戦争の進展とは無関係に、仏国側からは三月五日付をもって博覧会参加を全側面で規定する「博覧会規則」等の博覧会関係資料<sup>(25)</sup>が在日仏国代理公使より寺島外務卿に手渡され、また同月二九日には同代理公使より仏国大統領親書が、天皇が「西

京御行幸御留守中ニ付<sup>(26)</sup>」という理由から寺島外務卿に捧呈されたのである。また、西南戦争で多くの難題を抱えつつも漸次博覧会準備を推し進めていた内務省は、同省案で「事務局ハ別ニ設立セス」としていた仏国博覧会事務局を三月二二日付で内務省内に設置し、これによって以後日本の仏国博覧会事務は整備への方向へ向った。しかしながら、その内情は、博覧会準備の進行を問う仏国代理公使に対し「未だ長官等者相決不申唯實際相運候為兼而其事務心得候官員丈を差置手筈いたし候<sup>(27)</sup>」と回答したことから、統轄者不在の事務連絡的存在の機関であったと想像され、事務局が事務局としての活動を開始するのは、仏国から帰国間もない前田正名の関与と松方正義の事務局への参加とを待たねばならない。

#### 四 内務省構想の変更と参加実態

明治一〇年一月に立案された内務省の博覧会参加構想は、前述のように西南戦争後若干の変更を求していたが、その後の情勢の推移は当初の内務省の予想と異なり、結果的に日本の仏国博覧会参加計画に更なる変更を求めた。明治一〇年一月二〇日大久保仏国博覧会総裁<sup>(28)</sup>から三条太政大臣に提出された経費増額願は、この間の種々の変更によって博覧会参加準備が多くの難題を抱えつつ進められて来たことを物語っている。

乾佛博第千六拾三號<sup>(29)</sup>

佛國博覽會事務局經費增額之義ニ付上申

佛國博覽會事務局經費之義本年二月中拾五萬圓ヲ以テ該會諸費流融支辨可致尤總裁派出諸費之義ハ別途御下ケ渡可相成旨御指令相成候ニ付爾來目今ニ至ルマテ右費額不超過様百般秩序相立事務調理爲致來候處各府縣下ヨリ出品願出候者當時數百名ノ多キニ及ヒ殆ト米國博覽會本館出品高ヨリ超過スルノ勢ニ立至リ候故彼是重復ノ物品(複之)或ハ同種數多ノ類ハ勉メテ取捨斟酌ノ上將來ノ利益ヲ惹起スヘキ見込アル物品而已出品ヲ差免シ候得トモ自費出品ヘ諸官省出品ヲモ合計致シ候得ハ必定八百噸餘ニ可相成計算ニテ兼テ及上申候經費積リハ五百噸之見込ニ付實際三百噸ノ超過ト可相成其餘自費出品主渡航願之義モ五名ノ請願ハ三名ト爲シ三名ハ二名ト減省爲致其上全ク他日ノ望ミアル者ノミ差免スヘキ積リニ爲取調候テモ目今願濟之者貳拾六名程ニ相成尙申合セ通辨等渡航可願出趣ニ相聞ヘ到底三拾人ハ不差許候テハ相成間敷ト被存右モ最前ノ費額積リヨリハ拾名ノ超過ト相成加之該會場内各邦ヘ割當有之區分入口ヘハ其國風之門戸ヲ建造致スヘキ一定ノ趣向ニ付本邦ニ於テモ無論製造無之テハ不相成旨事務官前田正名先般佛國ヨリ歸朝之節直ニ申立候次第モ有之純然本邦所産ノ建材ヲ示スヘキノ趣向ヲ以テ既ニ製造申付候義ニテ右等モ全ク豫ネテノ目的外ニシテ止ヲ得サルノ經費ニ屬シ且亦最前ノ經費豫算ハ事務官長則四等官一名ノ派出ニシテ其餘ハ判任官而已之見積リニ有之候處今般副總裁派遣可被命ニ付テハ旅費ノ相違モ有之駐割中其交際ニ於ルモ亦格別ノ事ニテ自然御交際ノ道ニモ相關シ候事故強テ費額ノ減省ノミヲ本旨トシ御體裁ニ拘リ候テハ不相濟義ニ付兼テ

總裁派出費ノ内ヘ見積リ有之候金壹萬圓ノ交際費ハ其盡今般派出費用之内ヘ御下ケ渡相成度然ル上ハ萬一事務之都合ニ寄り實際ニ臨ミ止ヲ得ス外人雇入等ノ事ハ勿論其他臨時ノ事出來候トモ右交際費ノ内ヲ以テ流融支辨可爲致尤諸般何レモ切減ノ見込ヲ以テ爲取調候處別紙甲號ノ金額丈ケ増額御聞届ケ無之候テハ實地差支加之既ニ豫算經費拾五萬圓之内佛國大統領ヨリ懇請相成候古器物採集之方ヘ金壹萬圓流融相成候分モ全ク見込外之義ニ有之候間今般尙金四萬圓別段御下ケ渡可相願苦ニ候得共尙精々省略取賄候見込ヲ以テ豫ネテ總裁派遣ノ節ハ別途御下ケ渡可有之旨御指令相成居候金三萬三千貳百四拾壹圓六拾錢之高今般増額御聞届相成度右御決裁ノ上ハ最初御裁下濟之拾五萬圓ト合計致シ拾八萬三千貳百四拾壹圓餘ヲ經費總額ト爲シ仕拂濟計算仕上可取計奉存候此段大藏卿ヘモ遂協議及上申候期節モ差迫リ候義故至急御裁可相成度候也

佛國博覽會總裁

明治十年十月二十日

內務卿 大久保利通

太政大臣三條實美殿

この増額願は十一月二日には決済され、博覽會事務局は主力局員渡仏前の日本における活動の最終段階に入ったが、一月の内務省案から一〇ヶ月の間に前記史料が語っている多くの変更がなされた本質はどこにあるのか。このことはバリ万博への日本の参加目的を検討する上で避けることの出来ない点であるので、次に一月の内務省案と実際の日本の参加結果とを比較しながらこの問題について考

(第一表) 仏国博覧会事務局派遣渡仏者一覧

	博覧会事務局 職名	官 職 名	氏 名	担 当	備 考
1	事務副総裁 兼事務官長	大蔵大輔兼内務省勸農局長	松方正義(1)		仏国博覧会事務局御用掛(M10. 4. 21)、仏国博覧会副総裁心得(同. 6. 21)、仏国博覧会事務局副総裁(同. 8. 20)、仏国博覧会事務局官長兼務(同. 10. 20～M11. 6. 26)、M10. 10. 18派出決定、勅任
2	事 務 官	内務省御用掛	前田正名		仏国博覧会事務局(M10. 6. 25)、M10. 8. 30派出決定、仏語(2)、博覧会閉会後巴里在勤、大橋靖と共に先発(M10. 10. 9)、准奏任
3	事 務 官	内務一等属	石原豊貴	庶務科(3)	フィラデルフィア万博事務局員、M10. 10. 25派出決定、判任
4	事 務 官	内務省御用掛	久保弘道	出品科(4) 園菜草部審査官(6)	フィラデルフィア万博事務局員、M10. 10. 25派出決定、准判任
5	事務取扱 (事務官随員)	外務一等書記生	平山成信	編輯科(5) 予備審査官(7)	博覧会閉会後在仏巴里公使館在勤、仏語、判任
6	事務取扱 (事務官随員)	大蔵三等属	谷 謹 一 郎	編輯科	M10. 10. 25派出決定、判任
7	事務取扱 (事務官随員)	陸軍省十二等出仕	諏訪秀三郎	編輯科 審査官通弁	M10. 10. 25派出決定、仏語、判任
8	事務取扱 (事務官随員)	内務六等属	成島謙吉	編輯科 審査官通弁	M10. 10. 25派出決定、仏語、判任
9	事務取扱 (事務官随員)	内務省御用掛	三田 信	庶務科	M10. 10. 25派出決定、博覧会閉会後英国電動領事館在勤
10	事務取扱 (事務官随員)	内務省御用掛	河原徳立	出品科 陶磁器部審査官(8)	M10. 10. 25派出決定、フィラデルフィア万博事務局員、准判任
11	事務取扱 (事務官随員)	内務省御用掛	大橋 靖	庶務科	M10. 8. 30派出決定、前田正名と共に先発(M10. 10. 9)、准判任
12	事務取扱 (事務官随員)	内務省御用掛	兼松直稠	松方副総裁専属通弁、予備審査官	仏語、博覧会閉会後仏国留学

(出典)・外務省記録『仏蘭西国巴里開設万国博覧会ニ帝國政府参同一件』明治九年  
 ・仏国博覧会事務局編『明治十一年仏蘭西巴里万国大博覧会報告書』第二篇 明治十二年 } ヨリ製作  
 ・『太政類典』第二編第七十四卷

(註)(1) 松方、前田及び第二表にある鮫島尚信の事務局職名は、現地仏国ではそれぞれ「総裁」「事務官長」「総裁心得」を称していた。このことは谷謹一郎の日記(『法政史学』第37号収録)において確認できるが、これは仏国側の要請によるもので、明治十一年二月二六日に大久保利通総裁から太政大臣三条実美に提出された「仏国博覧会副総裁其他名唱之義ニ付上申」(『公文録』関2 A-10-㊦2261)に詳しい。

仏国博覧会副総裁  
 大蔵大輔 松方正義  
 同御用掛  
 特命全権公使 鮫島尚信  
 同事務官  
 内務省御用掛 前田正名

右三名頭書之通被仰付致渡航候処彼国博覧会副総裁ヨリ先発事務官へ懇談之趣ニテハ松方正義ハ総裁鮫島尚信ハ総裁ヲノーレル前田正名ハ事務官長之名義ヲ以事務取扱候得ハ実際事務上ノ便宜不少趣ニ付彼地出張中右名義ヲ以事務取扱ノ義拙者限り聞届候様可仕此段及上申置候也

明治十一年二月廿六日  
太政大臣 三条実美殿

仏国博覧会総裁  
内務卿 大久保利通

なお、松方の出発当初の仏語官職名は次のとおり。「在日仏国代理公使宛寺島外務卿書翰」明十・十・十二（前掲『仏蘭西国バ里開設万国博覧会ニ帝国政府参同一件』）。

Matsugata Masayoshi Vice President de la Commission Impériale Japonaise pour l'Exposition Universelle de Paris, Commissaire Générale du Japon.

- (2) 「仏語」とは、この時期に仏語が理解できると考えられる者。
- (3)～(5) 在仏博覧会事務局は事務を三科に分け、それぞれ「庶務科」「出品科」「編輯科」とした。就業時間は午前九時から午後四時までであったが、「博覧会開場マテハ事務頗ル多端ニシテ定時間ノ外皆事ヲ取レリ殊ニ出品科委員及ヒ通弁人ノ如キハ毎日午前六時ヨリ午後六時マテ会場ニ至リ物品ノ裝飾及ヒ区分中ノ整頓ニ従事シテ日曜ノ日ト雖トモ休憩セサリシ」という状況であった。（前掲『明治十一年仏蘭西巴里府万国大博覧会報告書』第二編 p2～5、p17～18）
- (6)～(8) 「審査官」とは「会場列品審査ノ為メ仏国事務局ノ依頼ニ由リテ」選んだ者、河原、久保のほか第三表の九鬼隆一が教育部審査官となっている。また「予備審査官」とは、上記三名に「所労アリシ時ノ代理」である。（同上）

（第二表） 仏国博覧会事務局兼勤在仏日本公使館員(1)

	官 職 名	兼 勤 職 名	氏 名	備 考
1	特命全権公使	博覧会御用掛(2)	鮫島尚信	兼勤M10.8.6決定
2	一等書記官		中野健明	御用掛派遣まで事務代行（M10.8.1→同12.14）
3	二等書記官	事務取扱	鈴木貫一	兼勤指令M10.8.3
4	一等書記生	事務取扱	河上房申	兼勤指令M11.2.2

（出典） 外務省記録『仏蘭西国バ里開設万国博覧会ニ帝国政府参同一件』明治九年 ヨリ作製

（註）(1) 在仏日本公使館員は、ここに掲げた四名のほか明治十一年五月の時点であと二名が在勤している。一名は西徳次(二)郎であり、他は熊崎寛良である。前掲『帝国政府参同一件』にファイルされた在仏公使館報告等には熊崎書記一等見習の訳になる文書も確認でき、彼らも兼勤ではないが協力していたことが分かる。

(2) 第一表の註(1)参照

えてみたい。

始めに博覧会事務局について検討してみたい。

一月の内務省案（以後、単に内務省案とする）では、事務担当部（内務省案では事務局の名称を用いていないが、今仮に実際に機能した事務局と区別するため事務担当部と呼ぶ）を構成する職員は総裁以下十八名、うち仏国派遣予定者は総裁を含む十二名となっていた。これに対し実際の仏国博覧会事務局（以後、単に事務局と呼ぶ）は総裁以下二三名を以て構成され<sup>(30)</sup>、局員数において事務担当部に勝るものであった。さらに事務局からの仏国派遣者は第一表のように一二名と員数こそ事務担当部と同数であったが、事務局の場合パリにおいて第二表で示している在仏公使館在勤者四名が事務局員として活動しており、実質的には一六名となつて員数的に事務担当部に勝っている。このことは第一表及び第二表の備考に記載したように派出任命時期が極めて遅く、また事務局からの派遣者のうち前田・大橋両人の先発組を除くと、副総裁以下一〇名と公使館勤務の鮫島・河上両名の横浜出帆は明治一一年二月一二日であつて、パリに着いた三月二九日という時期を考えれば、準備のため一人でも多くの担当者が必要としたため斯かる事務局員数になつたと考えられる。

しかし問題は渡仏局員の担当職務である。前章で掲げた内務省案によれば、事務担当部が派出する職員は総裁・副総裁・事務官長はじめ、事務官は出品掛、庶務掛、審査官、翻訳とそれぞれ担当職務を専務する形態となつている。これに対し、事務局の場合在仏公使館兼勤者は別にしても、第一表でも明らかのように派遣局員一二名

中六名は兼務となつており、局員に多くの負担が課せられていた<sup>(31)</sup>。現実に四月一日の在仏博覧会事務局事務開始から開場までの一ヶ月間は、「事務頗ル多端ニシテ定時間ノ外皆事ヲ取レリ」という状態であつた<sup>(32)</sup>。特に出品科と通弁は一日十二時間の労働を余儀なくされ、このため特に通弁官には第三表の遠野寅亮が現地にて臨時雇用されている。また、文部省より派遣された九鬼隆一は現地にて審査官に任じられるなど、全体として準備の遅れから事務局構成員への負担が認められる。

このように事務局の職務構成が事務担当部のそれに比較して負担が大ききものであつたと考えられるが、さらに経費的にも事務局は大きな制約を受けていた。

第五表は内務省予算案と事務局閉局後の決算報告<sup>(33)</sup>とを比較したものである。表中の内務省予算案とは内務省案に付属文書として添付された資料であり、決算報告により作製した博覧会経費の予算とは明治一〇年一〇月の最終予算、決算とは明治一二年三月末の統計である。

先の一〇月二十日の経費増額伺にも「最前予算ハ事務官長則四等官一名ノ派出ニシテ其余ハ判任官而已之見積リニ有之候処今般副総裁派遣被命ニ付テハ旅費ノ相違ト有之」との指摘があり、また博覧会経費では局員月給とは渡仏局員以外の在国局員月給を示したものであり、在任期間の予定と実際との相違などから、官員月給と官員旅費について内務省予算案と博覧会経費とを安直に比較することは出来ない。従つて、ここでは博覧会経費についてのみ予算と決算と

(第三表) 博覧会事務局を除く政府派遣渡仏者及び臨時採用者

	官 職 名	氏 名	用 務	備 考
1	文部大書記官兼 太政官大書記官	九鬼 隆一	文部省出品監督及教 育調査 (M 10. 12)	渡仏中に教育部審査官、及び大久保総裁暗 殺後博覧会御用掛 (M 11. 6. 26)
2	文部省一等属	手島 精一	九鬼大書記官随行 (M10. 12. 25)	渡欧中各国教育調査
3	海軍中佐	遠竹 秀行	博覧会御用	
4	内務八等属	岸 三郎	農産物取調並博覧会 出品取扱	
5	内務九等属	吉田 健作	農産物取調並博覧会 出品取扱	
6	(臨時採用)	山本 芳翠		仏国博覧会事務局雇、洋画家、博覧会后仏 国留学
7	(臨時採用)	遠野 寅亮 (註)	通 弁	仏国博覧会事務局現地雇、広島県留学生
8	(臨時採用)	佐野喜三郎	博覧会場内日本式門 設計施工	内務省勸農局雇 (三井物産会社雇?) 前田 ら先発組とタイナス号で渡仏(M10. 10. 9)
9	(臨時採用)	内山 平八	博覧会場内日本式庭 園造成	内務省勸農局雇 (三井物産会社雇?) 前田 ら先発組とタイナス号で渡仏(M10. 10. 9)
10	(臨時採用)	大崎森左衛門	博覧会場内日本式庭 園造成	内務省勸農局雇 (三井物産会社雇?) 前田 ら先発組とタイナス号で渡仏(M10. 10. 9)
11	(臨時採用)	大野 規好	松方正義副総裁従者	大阪府士族

(出典) 外務省記録『仏蘭西国巴里開設万国博覧会ニ帝国政府参同一件』明治九年  
外務省記録『海外行免状表』第二巻、第三巻 各「仏国之物」明治十年、明治十一年  
仏国博覧会事務局編『明治十一年仏蘭西国巴里府万国大博覧会報告書』第二篇 明治十二年 } ヨリ作製

(註) 遠野寅亮は明治四年広島県留学生として英国へ留学、「多年竜動巴里府ノ間ニ在」ったことからその語学力を買われて通弁として臨用雇用され、松方正義副総裁と仏国側博覧会事務局カランツ事務官長との鉄道論議にも通弁を勤めている。(藤村通監修『松方正義関係文書』第一巻 昭和54年刊 P440)

を比較することで博覧会事務局関係費の動向をみてみると、局員月給、局員旅費、接待費、馬車費、在国事務局費・在仏中諸雑費において、在国事務局費・在仏中諸雑費以外はすべて予算額を決算額が下まわっていることである。ちなみに局員月給においては一九・三パーセント、局員旅費で一二パーセントが切詰められ、また内政大忙から総裁に代って渡仏した副総裁が主に支出したとみられる接待費と馬車費においては、それぞれ三三・四パーセント、四〇・一パーセントが節約されているのである。こうしたことから削減可能な経費は可能な限り削るといふ事務局の博覧会運営姿勢をここに読み取ることが出来る。<sup>(35)</sup>

以上のことから事務局運営は、職務構成上からは兼務兼勤が中心とされ、経費上も緊縮を強いられていたと考えられる。

次に、多くの制約のなかで事務局

がパリ万博参加を推進した理由を求めため、政府と共に出品した民間の参加に対する事務局の係わり方を検討したい。

第一章でも述べたように、この度の万博参加の特色は政府と民間との両者によることであった。民間からの参加は、基本的には明治九年のフィラデルフィア万博からとされているが、同万博への参加に対し、政府は出品を勧奨するため、当時まだ資本蓄積度が低く資金的に海外万博への出品が不可能な出品希望者に資金貸与の前例を生み出した。このため、パリ万博に際してもこの資金貸与方式が事務局に採用され、明治一〇年六月、その貸与に充る資金の下附願いが、前島内務少輔から岩倉右大臣に提出された<sup>36</sup>。これによると、資金貸与への動きは民間志願者から出て来たようで、内務省も「本邦職工ノ如キ従来ノ慣習トシテ資本乏敷者多ク」、また「現今一般金融沮滞ノ折柄」出品を決し兼ねている希望者も少なくなく、貸与の先例もあるので資金貸与に決したいと記している。

この「資本金貸与資金下附願」は、同年七月三日に決済となったが、こうした出品希望者への資金援助とは別に、フィラデルフィア万博同様万博開催地への出品人及び出品代理人の渡航援助もなされることとなった。

すでに内務省案において「出品人ニ三十名ヲ限り渡航不差許積り但附属之通弁共」と、出品人中の海外渡航について触れられていることは先に引用した通りである。この出品人及び代理人の渡航については、明治一〇年六月七日に前島内務少輔から岩倉右大臣へ提出され、六月二五日太政官に聞届けられ一般に布達された「仏国巴里

府博覧会出品概則<sup>37</sup>」の第一七条によって次のように規定された。

### 第一七條

出品主並代人委託ヲ受シ者等往返旅費ハ官ヨリ給與スルト雖トモ費額ノ都合ニヨリ其人員ハ適宜之ヲ減少スベシ 尤彼地滞在中宿料食料其他旅中ノ雜費ハ一切自費タルヘシ

但御國內及ヒ東京横浜往返旅費ハ一切自費タルベシ

この条項は、フィラデルフィア万博出品概則中、第一四條「出品本人或ハ代人共往返旅費ハ官費其他ノ雜費ハ自費タルヘシ」、第一五條「同上米國滞在中宿料食料其他ノ諸雜費一切自費タルヘシ」、及び第一六條「同上御国内往返旅費東京滞入費一切自費タルヘシ」の以上三ヶ条<sup>38</sup>が整理されて制定されたものであって、これにより渡航許可者に対する往復旅費の政府支給が規定された。

さて、第一七条中に「費額ノ都合ニヨリ其人員ハ適宜之ヲ減少スベシ」とあるように、政府は内務省案にある渡航援助対象が二十名であることを明らかにせず希望を募った。ただ、その出願受付に際しては「五名ノ請願ハ三名ト為シ三名ハ二名ト減省為致其上全ク他日ノ望ミアル者ノミ差免<sup>39</sup>」す方針を取っていた。しかし、こうして調整したにもかかわらず、明治一〇年一〇月の時点で渡航援助対象者は二六人に上り、このため内務省は三〇人までは認めざる得ないと考えるに至ったのである。こうして最終的に渡航を許可された者は第四表にまとめた三九人に達し、この渡航援助許可数は内務省案

(第四表) 仏国博覧会渡航商人及び代理人

	派遣会社名等	氏名	備考
1	三井物産会社 <sup>(1)</sup>	坪内安久	神奈川県平民、三井物産会社横浜支店支配人、前田ら先発組と渡仏 (M10.10.9)
2	三井物産会社	浅田逸次	長崎県士族
3	三井物産会社	田中幸次郎	東京府平民
4	三井物産会社	伊達忠七 <sup>(2)</sup>	京都府平民
5	三井物産会社	益田英作	東京府平民
6	三井物産会社	水野貞次	
7	起立工商会社	大塚琢三 <sup>(3)</sup>	長崎県平民
8	起立工商会社	真崎仁六	長崎県平民
9	起立工商会社	若井兼三郎	東京府平民
10	起立工商会社	村富広助	佐賀県平民
11	起立工商会社	松本範次郎	東京府平民
12	起立工商会社	林忠正	石川県平民
13	起立工商会社	永田 <sup>(岡)</sup> 又吉	東京府平民
14	起立工商会社	渡辺省亭	東京府平民
15	香蘭社	深川栄左衛門	長崎県平民
16	香蘭社	渋谷治助	長崎県平民
17	香蘭社	山田忠澄	長崎県平民
18	七宝会社	村松彦七	愛知県平民
19	七宝会社	大島庄助	岐阜県平民
20	七宝会社	三橋千万吉	愛知県平民
21	銅器会社	加藤順吾 <sup>(五)</sup>	石川県平民
22	銅器会社	前田肇	石川県平民
23	京都府出品人総代	高木斎造	京都府平民
24	宮川香山代理	野畑徳次郎	神奈川県平民、陶磁器
25	瓢池園代理	守田直信	石川県士族、陶磁器
26	新井半兵代理	渡辺 <sup>(福島)</sup> 与助	東京府平民
27	新井半兵代理	江木保男	広島県士族
28		柿本彦左衛門	鹿児島県平民
29		箕田長次郎	東京府平民、陶磁器
30		石川啓鉉	堺県士族
31		池田甚太郎	神奈川県平民
32		宮川幸吉	神奈川県平民
33		斎藤善兵衛	東京府平民
34		磯谷建吉	東京府平民
35		太田万吉	東京府平民、家具、陶磁器ほか
36		太田又三 <sup>(二)</sup> 郎	東京府平民
37		円中文助	石川県平民
38		篠田茂三郎	石川県平民
39		矢部卯三郎	石川県平民

(出典) 外務省記録『海外行免状表』第二巻、第三巻、各「仏国支部」明治十年、明治十一年  
 仏国博覧会事務局編『明治十一年仏蘭西巴里府万国大博覧会報告書』第二篇 明治十二年

- (註) (1) 三井物産会社からはこれら六名のほか三井養之助が渡仏している。養之助の場合、おそらく三井独自の費用であったため、前掲報告書には記載されなかったものと考えられる。  
 このほか三井物産会社とは無関係と思われるが、前掲『海外行免状表』には「仏国博覧会出品」として、平井勝次郎(京都府平民)と山島唯助(同上)の名がみられるが、これも完全な自費渡航と思われる。また大沢謙三(愛知県士族)は「仏国博覧会へ出品」として海外行免状を受けたが、その後渡仏を中止している。
- (2) 伊達は帰国後「伊達忠七仏国支店勤務中博覧会及ヒ里昂府其外伊太利英京電動等巡廻商業見聞帰国ノ上従事目的心得書」(M11.9)を三井物産会社へ提出している。(大隈文書A3197)
- (3) ( )内は前掲『海外行免状表』による。

(第五表) 内務省博覧会予算案と博覧会経費比較

		内務省予算案(1) (M10.2決済)		博覧会経費(2)		C/B	D/B	D/C
		総裁関係 経費(A)	副総裁月給 他諸経費(B)	予算(C)	決算(D)			
1	局員月給	13,000.00	33,760.00	6,545.00	5,280.00	19.4	15.6	80.7
2	局員旅費(3)	4,417.60	38,057.80	55,239.10	48,630.816	145.1	127.8	88.0
3	接待費	10,000.00	—	14,000.00	9,324.488	C/A140.0	D/A 93.2	66.6
4	馬車費	5,824.00	—	8,297.00	4,973.717	C/A142.5	D/A 85.4	59.9
5	在国事務局費	—	3,660.00	35,783.70	38,511.379	180.0	198.0	107.6
6	在仏中諸雑費(4)	—	15,788.00					
7	出品者旅費	—	7,242.00	11,230.80	13,099.383	155.1	180.9	116.6
8	出品補助諸費(5)	—	43,625.00	52,146.00	60,293.206	119.5	138.2	115.6
	計	33,241.60	142,132.80	183,241.60	180,112.989	128.9	126.7	98.3

(出典) 仏国博覧会事務局『明治十一年仏蘭西巴里府万国大博覧会報告書』第二篇 明治12年刊 P10~13  
 「仏国博覧会経費之儀上申」明治10.1(『公文録』関2A-10-㊟ 2030) ヨリ作成

- (註) (1) 「内務省予算案」は明治十年二月三日太政官にて決済されたもので、原史料では(A)を甲号、(B)を乙号としている。
- (2) 「博覧会経費」は最終的にまとまった予算(M10.10)と決算(M12.3)の数値。
- (3) 「旅費」には東京からパリ、パリから東京への汽車費と汽船費が含まれる。
- (4) 「在仏中諸雑費」には在仏博覧会事務局費のほか看護人及掃除人費、需用費、諸備費などを含む。
- (5) 「出品補助諸費」には、出品物運送費のほか、会場装飾費、輸入税、保険料が含まれる。

(第六表) 明治初期日本参同主要万博比較

開催地	開催年	事務局 派出委員	出品人	出品数	賞牌数	参同費用
オーストリア・ウィーン	1873(明6)	23	(政府にて全) 出品	不詳	200点	573,124.778 円 銭 厘
アメリカ合衆国・ フィラデルフィア	76(明9)	32	40人	不詳	142	293,276.065
フランス・パ リ	78(明11)	12	262	45,316点	242	180,112.989

(出典) 仏国博覧会事務局『明治十一年仏蘭西巴里府万国大博覧会報告書附録第一』(明12)

(註) 出品人は民間よりの出品人数を示す。

の実に約二倍に上った。

渡航援助許可数の倍増は、当然のことながら予算上の措置にも変更をもたらした。

第五表の出品者旅費によれば、二〇人の渡航援助を予定していた内務省案では出品者旅費を七、二四二円と見積っており、三十人の渡航許可を計画した博覧会経費予算及び結果的に三九人の旅費を支弁した決算額はそれぞれ一、二三〇円八〇銭 一三、〇九九円三八銭三厘であって、この金額高は内務省案のそれぞれ約一・五五倍、約一・八一倍となり、渡航援助許可を与えた出品人の増加率とほぼ等しい伸びを示し、渡航援助が渡航許可人数に応じて円滑に実施されていたことが認められる。

また出品物運送費をはじめ、万博会場装飾費、輸入税、保険料等から成る出品補助諸費を見ると、総重量五〇〇トンを見積った出品物の運送料や会場装飾費等の内務省予算は四三、六二五円、これに対し総重量を八〇〇トン余とした博覧会経費予算では五二、一四六円と約一・二倍の増加を示している。さらに決算では六〇、二九三円二〇銭六厘と約一・四倍に増加しているが、これは出品物の最終総重量が予想を上回ったことにより運送費等が博覧会経費予算を上回ったためで、全体として出品補助諸費に対しても出品者旅費同様事務局により円滑な対応が認められる。

このように出品者旅費や出品補助諸費など出品関係費への事務局の積極的な対応は、先述した局員関係を中心に事務局関係諸費が抑えられていたことと好対照を成している。

さらに事務局関係諸費中であっても、博覧会経費に計上されている在国事務局費・在仏中諸雑費三五、七八三円七〇銭には、仏国大統領の「日本帝国工芸歴史ノ美事タルヘキ古器中ニ就テ若干名品ヲ選抜排列セシメラルヘシ」<sup>(40)</sup>との要請に応じて計上された日本古器物収集予算一一、〇〇〇円が含まれており、この点を考慮すると出品者旅費、出品補助諸費のほか事務局関係諸費をも含めて、出品関係費に多大な配慮がなされていることが理解できる。

以上のように、博覧会準備は西南戦争という困難な社会背景のもとに種々の変更を来され、博覧会事務局の活動も職員の職務構成や予算面で多くの制約を強いられた。その一方、出品人旅費をはじめ出品関係に関しては、全ての点で優遇措置が貫徹されたと言っても過言ではない。第六表は明治政府が参同した主要万博と第三回パリ万博とを比較した結果だが、これに拠っても事務局からの派出委員数、参同費用に対して、出品人、賞牌数が急増していることが分かる。ここに万博に対してより積極的に対応していこうとする出品者側の姿勢と、万博参同を日本の政策の一部に位置付けようとする政府の指向とを読み取ることが出来る。かつて内務省はフィラデルフィア万博への参加について、「著然トシテ澳國ノ会ヨリ進級セルモノニシテ啻ニ美譽ヲ海外ニ馳セ国光ヲ今日ニ輝揚シ現場ニ実益ヲ得ルノミナラス将来貿易輸出ノ道ヲ開通シ百工製作ノ術ヲ振興スル実ニ質ラレサルノ鴻益タリ」<sup>(41)</sup>と太政官に上申したが、万博参加を将来的に日本の貿易政策のなかに位置付けようとする指向は、第一章で触れた外務省のバリ万博参同構想のなかにも現われている。ただ

し、この度のパリ万博への参加が従来の参加と大きく異なるのは、出品商人のなから現実に万博への参加を利用して欧州への進出を企図する動きが現われたことであり、同時に博覧会事務局当事者のなかにこの動きを積極的に援助しようとする者がその指導部分に存在したことであった。すなわち、益田孝を中心とした三井物産会社のパリ支店開設企画と、これと深く関わった松方正義、前田正名の存在がそれである。

## 五 三井物産会社とパリ万博

三井物産会社は明治九年七月三井武之助と三井養之助の私盟会社として三井組より設立を認められ、その経営は井上馨・益田孝・三野村利左衛門・馬越恭平らの設立した先収会社から事業を継承するかたちで開始されていたが、明治一〇年西南戦争時には政府軍の兵糧方を勤めてその土台を固めた。

西南戦争も政府軍が漸次攻勢に転じつつあった明治十年四月六日、三井物産会社は開設されて間もない仏国博覧会事務局より「出品物運輸ニ関係之件一覽表為心得三葉」<sup>(42)</sup>を下付された。先の万博への出品物輸送業務は起立工商会社<sup>(43)</sup>が担当したのに対し、この度のパリ万博には三井に対し心得としてその情報が伝えられた。

その後、博覧会事務局は四月一〇日内務省本省内から上野公園内に設置され、「事務心得候官員」<sup>(44)</sup>を以って博覧会準備が進められたが、内政多難の折その速度は遅々たるものであった。こうしたなか

で、四月十六日松方正義大蔵大輔は京都出張中の大久保内務卿へ一通の書翰を發し、当時の状況と展望とを認めた。それによると、第一回内国勸業博覧会を西南戦争など内政問題から中止しようとする動きが現われているが、人心の政府からの乖離と今後の同企画に対する懸念を予防する上からもその完全実施を図るべきだと前置きして、「当地ヲ(三而)いて小生其論主張罷在候間左様御含前島氏江之御返答可然可被下候、仏国博覧会も追々切迫相成候ニ付是ハ(欠字)乍恐小生江表向同局掛(ナリト)なりと御申付置被下候様奉懇願候、此節前田正名罷歸り色々責附(ラレ)られ中々込入申候、併誠ニ能(キ)折柄歸り相成国之為賀シ申候、同人義ハ今般京都博覧会審査官(トシ)として出張候事ニ相成自然 先生江罷出何も御伺申上管ニ御坐候、当地ハ来ル廿日方出立之筈御坐候、前田見込(ハ)は大隈卿能々聞取相成居申候ニ付同人ヨリ御承知可被下候、前田ハ差向勸農局七十円御用掛一篇ニ仕置申候、御歸り之上は奏任官ニ准シタル月給ニ御召仕相成当然之人物(ト)と相考申候」と述べている。この史料から、本省で大久保内務卿代理を勤める前島密が博覧会に消極的な態度であるのに対し、内外に対する国家的威信にかけても両博覧会を成功させようとする松方の意気込みや事務局への就任希望にも現われているが、仏国から帰国した前田に「色々責附られ」たことがより積極化させたものと考えられ、後述する益田孝の願書にもあるように、前田がもたらした実見に基づく万博準備情報が、この時期政府内外に大きな影響を与えたと思われる。

書翰中にもあるように、その後前田は京都において大久保内務卿と仏国博覧会への日本の対応につき会談し、その結果を四月二一日

事務局御用掛に就任した松方に報じた。この内容の詳細は現在明確ではないが、六月四日付の大久保宛松方書翰に、「前田正名過日罷歸細大承り一先安心仕申候、小生も仏国博覧會御用掛拜命仕御高庇ニ而此節なぞ渡船之時を得可申と無双之御厚配ヲ頂(キ)き奉万謝候、折角右事務(モ)も無油断注意罷在候間左様御承知可被下候」と述べていることから、大久保と前田との間で事務局の仏国派遣人事ほか博覧會への日本の参加の要が再検討され、前田や松方らの指向する方向でまとまったと考えられる。こうして、仏国より帰国した前田を中心に松方、大久保の三者が事務局運営の中樞を成すに至ったよう  
で、前田自身も六月二五日博覧會事務局事務官に任命された。

さて、四月初旬博覧會事務局より出品物輸送について情報を得た三井物産会社では、益田孝を中心に検討が加えられ、六月末までに日本の対外貿易の現状を中心に欧州支店設立の重要性を絡ませた万博出品物輸送担当願いをまとめ上げた。この願書は前文と願書から成る長文史料であるが、三井物産会社がバリ支店設置を日本のバリ万博参加の中に位置付けていく指向がよく現われているので次に引用したい。

(前文)<sup>47)</sup>

富國ノ術一ナラス要スルニ農工ヲ振作シテ物産ヲ増殖シ通商貿易ヲ隆盛ナラシムルニ在リ通商盛ンナラサレハ流通交換ノ道閉塞シテ物貨一方ニ凝滯シ何様造産者ヲ跛舞スルモ結局其功ヲ奏シ難シ抑我國幅員小ナリト雖トモ寒暄度ニ適シ天産ニ富ミ且人造物ニ至テモ亦他

ニ卓越スルモノ無シトセス加之維新以來上ミ政府ノ誘導勸奨アリ下モ有志ノ奮發興起スルアリテ百般ノ形狀復タ昔日ノ觀ニアラサルナリ然リ而シテ那ノ貿易市上ヲ顧レハ一年ヨリ衰弊ス斯ク物産ニ富饒ニシテ海外ト交通シ却テ利ヲ彼ニ専ラセラレ我レノ疲弊ニ瀕スルハ抑故アリ試ミニ年々ノ輸出入表ヲ展觀セヨ我國物産夥多ナリト雖トモ中ニ就テ大ニ彼レノ需ムル所ノモノタルハ蠶絲茶其他二三ノ數品ニ過キス他ハ輸出スルモ微々タル小數ニシテ數種ヲ合シテ纔ニ一部分ヲ占ムルノミ然レトモ我國産中蠶絲茶數品ヲ除キ餘ハ皆ナ彼ノ需用ニ適セサルヲ以テノ故ナリト云フ者アラハ甚シキ謬見ト謂フヘシ只我産スル所ノモノヲシテ彼レニ憑傳播セシムルノ道ナキカ故ナリ又世間往々經濟ヲ論スルモノ輸出入ノ不權衡ヲ歎シ羅紗ノ輸入一年若干頗ル巨額ナリ我レ綿羊ヲ牧シ機械ヲ造リ之レヲ製シテ輸入ヲ減セサル可カラス何某ノ輸入モ亦大ナリ我之ヲ製セサル可カラスト百般彼レノ製造スル所ノモノヲ悉ク我レニ取り而テ後ヲ始メテ貿易ノ權衡平均ヲ得ント望ムモノアリ是亦言フ可クシテ行フ可カラサル論ナリ各國各長スル所アリ土地異ナレハ產物從テ異ナラサルヲ得ス今マ遽ニ彼ノ長スル所ノモノヲ我ニ得ントスルニ汲々タルハ勞多クシテ功寡ク假令其所長ヲ得ルアルモ或ハ我ノ所長ハ消滅シテ一ノ西洋 outlet ノ如キモノト成ルニ至ラン嘗テ聞ク塊米大博覽會ノ節我國出品ノ產物中彼ノ賞賛スル所ノモノハ多クハ我ノ固有物ニシテ少シク彼レニ模倣セシモノハ敢テ賞セサルノミナラス却テ厭フ色アリシト然リト雖トモ我レノ古體ニ安着シ新規ノ製ヲ起スヲ以テ無益ナリト謂フニ非ス彼ノ長ハ固ヨリ取ルヘシ彼レノ體モ亦學フヘシ而テ我

レノ長ハ益長セシメ之レヲ彼レニ需用セシムルヲ以テ當今ノ急務ト  
ス且ツ世ノ古今ト洋ノ東西トヲ問ハス人情風俗ノ變移ニ從ヒ物ニ流  
行萎靡アルハ自然ノ數ニシテ今日廢タルモノ明日興ラサル無シト  
謂ンヤ近年歐米各國大ニ尙古ノ風流行シテ諸器物ノ如キハ我レノ所  
謂雅致風韻アルモノヲ愛翫シ陶器ノ如キモ徒ラニ華美ヲ粉飾シ若ク  
ハ歐風ニ模シタルモノヲ好マス純乎タル日本風ノ高尚ナルヲ歡フ者  
多シト是ニ由テ之レヲ觀レハ我國許多ノ物産中彼ノ嗜好ニ適スルモ  
ノアリテ之レヲ彼レニ傳播セシメハ將來數多ノ輸出ヲ増スコトアラ  
ン□シテ能ク之レヲ爲サント欲セハ彼レニ駐在シテ其風俗嗜好ニ通  
曉シ費消ノ景況ヲ識リ彼我ノ中間ニ立ツテ周旋奔走セサル可カラ  
ス比年我商人中歐米ニ航シ各種ノ販賣ヲ試ムル者有リト雖トモ多クハ  
普通ノ輸物ヲ廻漕シ或ハ一二ノ翫弄物ヲ鬻賣スルニ過キス貿易上  
多少ノ功ハアルヘシト雖トモ夫レガ爲メ一ノ輸物ヲ増益スルト云  
フニ至ル可カラス彼ノ碧眼人ノ如キハ比隣犬牙ノ地ニ生レ外國人ト  
接スルヲ常トシ且ツ自國ニ固着シテ營業センヨリハ寧ろ外國ニ跋涉  
スル方法計ニ易キモノアルヲ以テ別ニ他ノ勸誘ヲ待タス少シク目的  
アルモノハ萬里ノ蒼海モ遠シトセス渡航シテ利ノ有ル所ヲ穿鑿シ本  
國ト協力シテ事ヲ謀ル譬へハ我横濱ニ居留スルモノ專ラ都鄙ノ風俗  
流行ニ注目シ織物類ノ如キモ我レノ嗜好ヲ察シ流行ニ連レテ工夫  
爲シ時□□ヘス輸入スルヲ以テ我レノ彼レニ需ム所ノモノハ知ラ  
ス識ラス日々ニ増進ス我商賣ハ是レト異ナリ只自國ニ安居シテ彼レ  
ノ需メヲ待テ纔ニ物品ノ媒介ヲ爲スノミ是レ我政府ノ特ニ觀農觀商  
ノ二局ヲ設ケ人民ヲ誘導セラルル所以ナリ余レ此ニ着意スルコト久

シ然レトモ未タ實地ノ形狀ヲ詳知セス自ラ信スルノ心ヲ亦自ラ疑  
ナキ能ハス以テ黙々經過セシガ適前田正名氏ナル者久シク佛國ニ官  
遊シ頃日歸朝アリシヲ以テ就テ該地ノ實況ヲ訪ヒ其詳悉ヲ聽知シテ  
大ニ益スル所アリ且同氏ノ意見モ余カ前ニ陳ル所ノモノト同轍ニ出  
ルガ如シ此ニ於テ余レノ宿志一己ノ臆測ニアラサルヲ覺リ自信ノ心  
愈鞏固奮テ從事セント欲スルノ念慮抑止シ難シ尤是等ノ事ハ勸業ノ  
一部分ニシテ我カ今日ノ商賈ニ望ム可カラス況ヤ當初ヨリ利ヲ期ス  
ル能ハサルモノアルニ於テヲヤ然リト雖トモ現今我國商業一般ノ景  
況ヲ以テ考フルニ一年遲緩スレハ一年ノ國損アリ實ニ焦眉ノ急務ニ  
シテ一日モ忽ニス可カラス幸ヒ來ル明治十一年佛國巴里ニ於テ大博  
覽會ノ舉アルヲ以テ其期ニ先チ同府ニ出張店ヲ設立シ先ツ差向キ該  
博覽會へ我國ヨリ出品ニ付諸般ノ事務ヲ擔當シ傍ラ我物産中彼レノ  
需用ニ適スヘキモノヲ撰ンテ販賣ヲ試ミ終會ノ後チハ專ラ前ニ陳ル  
所ト又前田氏ノ指示スル所トヲ以テ眼目トシ彼ノ人情風俗ヲ注視シ  
苟クモ得ル所アレハ輒チ内地ニ報通シ勉テ彼ノ嗜好ニ投シテ我物品  
ヲ慫慂シ時機ヲ察シテ輸出ヲ謀リ如此シテ漸次英米諸國ニ及ボサン  
ト然リト雖トモ此舉タル最モ重大ノ事業ニシテ相應ノ資本ヲ要スル  
ハ素ヨリ論ナリ經驗中少クモ五年間ハ年々幾分ノ損失ヲ豫算セサル  
可カラス如何ントナレハ當初賣品ノ輸出ハ試賣ト賣弘メトヲ兼ルモ  
ノニシテ只管彼レニ傳播スルヲ專一トスルヲ以テ時機ニ依リテハ原  
價ヨリモ廉ニ賣捌キヲ爲スコトモ往々アル可ク又遠洋萬里ヲ航スル  
ヲ以テ毀損モ少シトス可カラス加之如此ノ賣買ヲ爲スニ當テ通常商  
事ノ如ク利子ヲ要スルノ資本ヲ以テセハ其損失一層ヲ加へ假令本社

ヨリ内地商賣ノ利益ヲ以テ之レヲ償ハントスルモ其幾部分ハ償ヒ得ルモ全數ヲ償ヒ盡シ數年間ヲ維持シテ奏功ヲ遂ケンコト菲力ノ企及フ所ニアラス仰願クハ我政府微衷ヲ憐察アツテ相當之保護ヲ賜フコトアラハ粉骨勵精久ニ耐ヘ誓テ目的ヲ達セントス庶幾クハ輸出ヲ増進シ物産ヲ興隆シ貿易市場ヲ振起セシメンコトヲ

右ハ卑見之概略ニ有之不文難盡意候得共御表御洞察特殊ノ御論議ヲ以佛國巴里ヘ開店ノ御允許ヲ蒙リ相當之御保護被成下置度萬一御裁可ノ上ハ前文略陳仕候通り差向明年大博覽會御用擔任之儀別紙之通り事務局ヘ奉願候心算ニ御座候間御裁可之程伏而奉懇願候以上

明治十年六月

### 三井物産會社

益田 孝

大藏卿 大隈重信殿

### 奉願候書付

今般佛國巴里ヘ支店設立之儀御允許を蒙り候ニ付而ハ開店之期節ハ遅くも當年末ニハ諸般整備可仕左スレハ出店後少くも五ヶ月之時間ハ経過仕候間出張委員も其地之事情ニ粗馴染可仕就而ハ明年同府大博覽會ニ付政府より之御出品送致を始メ會場御建築物及ヒ動植物世話方等御任セ相成無御差支部分ハ總テ弊社ニ於テ御引受仕度先年奧國并昨年米國博覽會ニ付而ハ悉皆政府ニ於テ御取扱相成候様承知仕候得共今般開店之上ハ可成丈費用を節減シ周旋勉勵可仕然ル時ハ多少御手数數ヲ相省キ候而已ならず御入費も幾分敷可被減且該地之御取

極上政府之御體裁も相立可申と奉懇察候將又内地出品人之儀も内外數次之博覽會ニ而稍人氣も向ひ居可申候得共舊冬以來内地兎角不穩自然人々向背も不定且從前海外ヘ物品を輸送して往々損失致し候者も有之旁先前ノ如く進み兼候義も難計是亦前件御裁可之上ハ廣く新聞紙を以て報告シ僅々數千圓之出品之爲メ數千圓を費シ遠洋を航して自ラ派出スル等之煩を省き物品輸送方より閉場後賣捌方迄悉皆弊社ニ而取扱可成冗費ヲ節シ又其品柄ニ寄り而者物品原價之何部分敷を貸與ヘ乍不及勸誘可仕幸ヒ本年内國勸業博覽會ニ付諸國ヨリ出品人其他當府下ヘ參集之節協心熟議可仕候間該博覽會ニ付而之御用悉皆弊店ヘ被仰付被下度奉願候以上

この願書は、七月四日朝、内務大藏兩卿宛に提出され、特に大藏省では直ちに担当部局が検討に入った。<sup>48</sup>その後、内諾を得て同二七日三井物産會社は、「仏都巴里斯ヘ支店設立ニ付明年同府大博覽會ヘ出品荷物取扱<sup>49</sup>」の広告を日報・報知兩社に一週間依頼することに決したのである。ついで各地方官庁で行われていた出品願受けが<sup>50</sup>切られた翌日、すなわち八月一日、「仏國大博覽會出品取扱其他御用担当之儀該事務局ヘ相願置候処願之趣可届候旨」の通知が博覽會事務局より伝えられ、三井物産會社のバリ万博出品荷物取扱は正式に認められることになった。

最後に残ったのが、先に引用した願書前文にあるバリ出店に伴って三井物産會社が政府に期待した「相當之保護」の内容であった。この政府からの援助問題は、日本の対外貿易政策を論ずる上で最も

重要な直輸出問題<sup>(51)</sup>と密接な関係を有することから大蔵大輔として松方正義が益田と交渉に当たったが、八月二三日、「仏国出店ニ付欧州為換其外御用之儀取扱方願出置居候処願出之趣聞置候取扱順序方法之儀取調之上追而可相達<sup>(52)</sup>」旨の通達が三井物産会社に下附され、同社がかねて願ひ出していた「欧州為換其外御用」は大蔵省の了承を得ることとなった。

大蔵省に了承された「欧州為換其外御用之儀取扱方」に関する具体的な指示は、一月五日付で大蔵卿大隈重信から三井物産会社に与えられた。明治政府が目標とした正貨獲得と直輸出振興のため作製された十四ヶ条から成る「荷為替貸金取扱方命令書<sup>(53)</sup>」がそれである。同命令書によれば荷為替取組みのため大蔵省国債局から三井物産会社へ融資される金額は「一ヶ年三十万円迄ハ無利息」(第四条)とされ、「三十万円以上ニ至ルトキハ一ヶ年百円ニ付五円ノ利息ヲ徴収」するといふものであった。三井は、三井自身が「其人物品柄価格等ニ応シ許否ヲ定」(第六条)め、こうして選ばれた荷為替希望者に対しこの政府融資金を以って輸出品担保で貸付け委託販売を引き受け、支店において取引終了後「荷為替貸金・元利金即チ荷主へ貸シタル元利金ハ物品売捌キノ地ニ於テ悉ク其地在留領事」(第八条)へ外貨を以って納付し、「本邦ニ於テ我通貨ヲ以テ差引勘定ヲナスモノ」とされたのである。

さらに、「荷為替貸金取扱方命令書」を受けて三井物産会社が作製した「パリ支店設置ニ付荷為替取扱順序概略書」の第七条に、「此御用相動候ニ付而ハ取扱候金高千分ノ五ヲ手数料トシテ幣社江御下

付被下度候」と明記され、パリ支店の維持運営費として活用されることとなった。

ここに、大蔵省と三井物産会社が一体となった正貨獲得と直輸出振興への活動が、パリ万博を契機に設立されたパリ支店によって正に展開されることとなったのである。

さて、一連の大蔵省の動きと並行して同じく正貨獲得と直輸出振興の方法を模索していた内務省も、同省勧農局長を兼勤していた松方正義を中心に検討を進め、一二月「富岡製糸売捌命令状<sup>(55)</sup>」を松方勧農局長より三井物産会社へ発したのである。

この命令状は「当局所属上州富岡製糸所ニ於テ製造スル製糸ノ売捌方ヲ為取扱候ニ付命令」されたもので、一ヶ条から構成されていた。この命令書によれば、その第一条で「該処ニ於テ製造スル製糸悉皆ヲ其社仏国巴里支店ニ於テ売捌ノ取扱ヲナサシムルニ付誠実ニ之ヲ勤ムヘシ」とパリ支店に対して官富岡製糸所製品の独占販売を許した上、第九条で「現品売捌并保険ヲ為サシムルニ付手数料トシテ仏国ニ於テ売捌代金百分ノ二本邦ニ於テ諸入費引去リ残金収納高百分ノ一ヲ給与スヘキ事、但売捌方勉勵ニ因リ純益金元価十分ノ一ヲ超ユルトキハ定規手数料ノ外其純益金十分ノ一ヲ臨時手当トシテ給スヘシ」として、先の大蔵省による荷為替貸付金方式が所期の効果を上げない場合にもパリ支店の維持運営に支障を来たさないよう配慮がなされていた。尤もこの命令書は、益田が希望したように五年間の援助を約さず、当初は三年を限度とし「再ヒ之ヲ命スルコトアラハ其節更ニ命令ヲ下タスヘシ」(第一〇条)と全面的に三

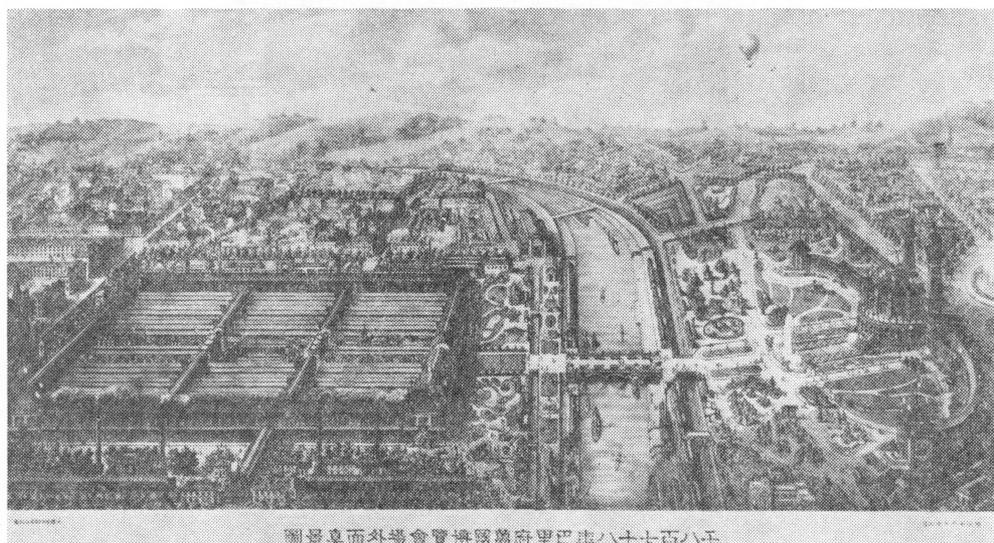
井の要求を飲むものではなかったが、これは内務省として大蔵省と共に採用したこのパリ支店出店方式の可否がほぼ三年以内に定まると分析していたためと考えられる。

以上のようにパリ万博を契機として展開された三井物産の支店設置は、「相当之保護」として海外荷為替貸金取扱権と官営富岡製糸所製品の独占輸出販売権とを三井物産会社にもたらした。<sup>(56)</sup>前者は明治一三年横浜正金銀行の開設によって廃止されたが、パリ支店に引き続いて設置されたロンドン、ニューヨーク両支店を含めこの間の取組高実績は実に総額八三八、八八五円に達し、この内パリ支店は生系取組を中心に二九五、一五〇円を占めるに及んだ。<sup>(57)</sup>

さて、パリ支店は明治一〇年一〇月九(二〇)日<sup>(58)</sup>に前田正名と共に渡仏した三井物産会社横浜支店支配人坪内安久によって、明治一一年一月前田の指導の下に開店された。しかし、欧州の地で社名さえ知られていない三井物産会社は、パリ支店経営上パリ万博を宣伝の好機として捉えていたようである。そのことは、博覧会場内日本展示関係諸施設内において際立って人目を引く部分を三井物産会社が担当していることから知られる。次に会場全体の構成のなかから三井物産の宣伝効果について若干触れておきたい。

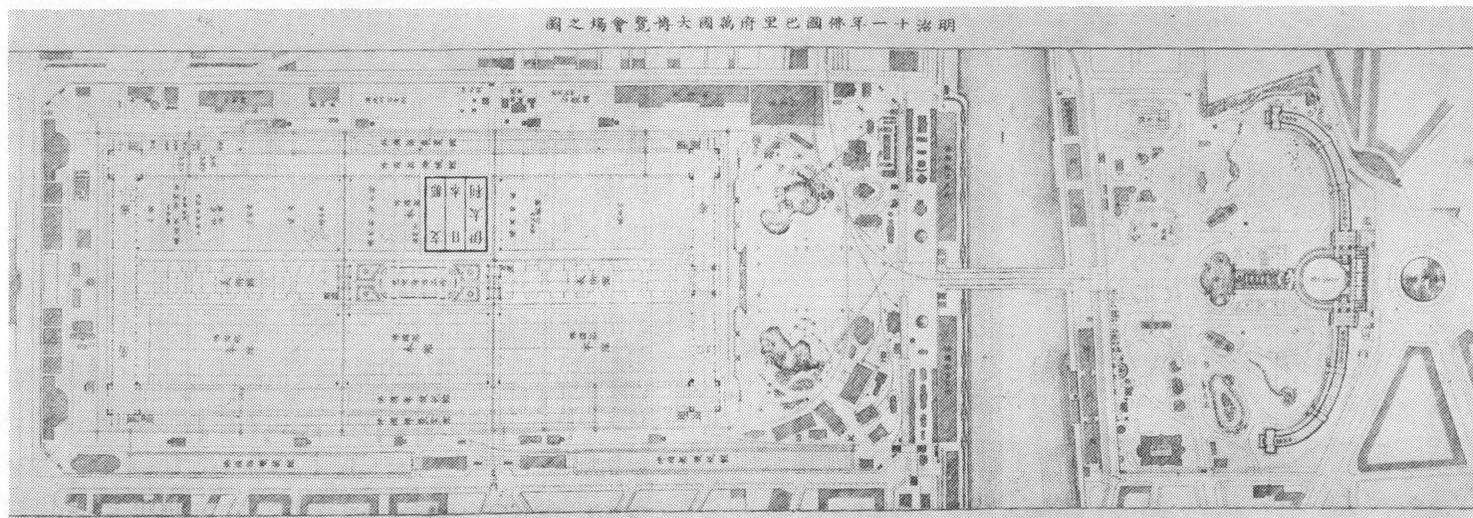
(口絵1)はパリ万博会場を鳥瞰した銅版画であるが、図中ほぼ中央を流れるセーヌ川の北側(画面右側)がトロカデロ(Trocadero)会場、南側がシャンドマルス(Champ de Mars)会場である。

シャンドマルス会場の日本展示場は(口絵1)の中央、北から南へ走る美術館の巴里府出品所西側(画面奥)に位置し、(口絵2)から



(口絵1) パリ万博会場

出典：仏国博覧会事務局『明治十一年仏蘭西巴里府万国大博覧会報告書』  
附録第一 明十二



(口絵2) パリ万博会場見取図

出典：仏国博覧会事務局『明治十一年仏蘭西巴里府万国大博覧會報告』付録第一 明十二



(口絵3) 日本出品門

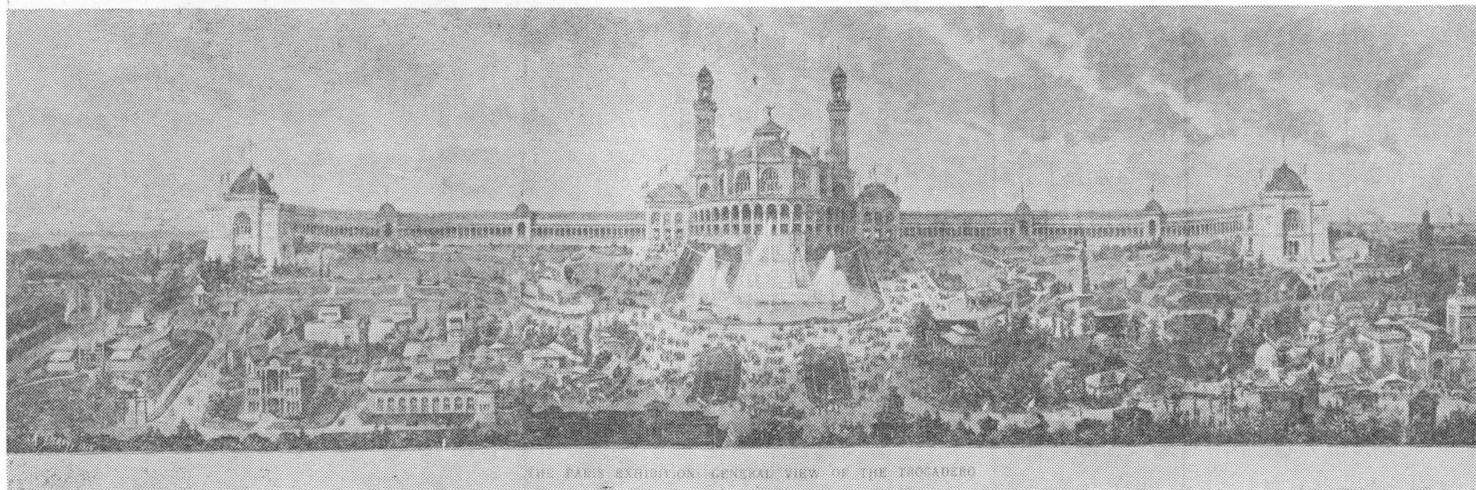
出典：Illustrated London News Jun. 15, 1878

(註) この門について仏国博覧会事務局『明治十一年仏蘭西巴里府万国大博覧会報告書』第二篇(明十二, p21)は次のように報じている。

「門ノ左右ニハ瀬戸焼ノ噴水器ヲ置キ傍ハラ草木ヲ雑ヘ植ユ噴水器ハ加藤左衛門ノ製造ニ係ル門ニ入り左右両側ノ壁ニハ日本全図ノ略図ト東京ノ略図トヲ画キ全図ニハ人口、都府、海港、及ヒ幅員等東京図ニハ皇居、官省、学校、病院、公園等ヲ示セリ中央入口ノ棟上ニハ巨大ノ扁額ヲ掲グ其大サ横九尺縦ニ六尺五寸四方ノ周囲ニハ蟠竜ヲ彫刻ス中央ノ表裏ニハ草書ニテ「Japan」日本ノ五大横字ヲ刻シ白色ヲ以テ塗ル東京森下兵三ノ製作セシモノ木ハ樺ノ一枚板ヲ用イタリ」

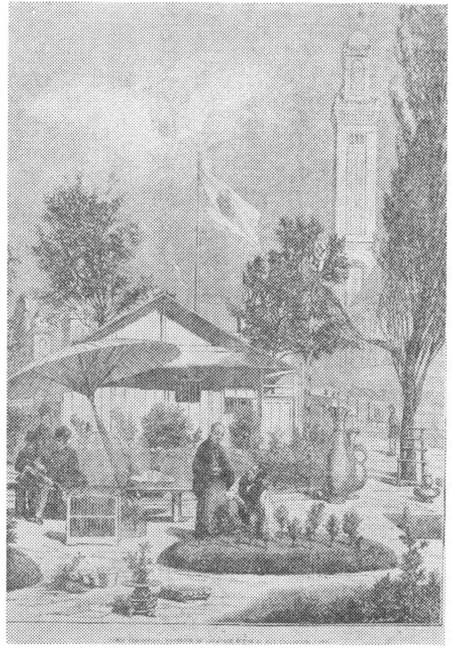
も分かるように「伊太利」と「支那」とに挟まれた門口十五メートル、奥行一三二メートル、総面積一、九八九平方メートルの規模を持っていた。<sup>(59)</sup>このシャンドマルス会場の各国展示場の特色は、前述したようにその正面入口に「各国風ノ門戸ヲ建テ門頭ニ亦各其国旗ヲ掲<sup>(60)</sup>げたことで、各展示場のシンボリック的存在となっていたことから趣向を凝した建築物となっていた。(口絵3)が日本出品の国風門であるが、「木ハ樺ヲ用ユ両柱ノ高サ一丈四尺幅ハ二丈二尺両扉ノ高サ一丈ニシテ幅ハ六尺」という規模を示していた。この門は出品分類「第六大区第六十六小区」に三井物産会社から出品され、審査の結果、「銀牌」を受賞しており、出品物には総て仏語により出品資料名、出品者名などが明示されたほか、目録にも同様に記載されたことから、見学者が必ず仰視したであろうこの門の宣伝効果は高かったと考えられる。

トロカデロ会場は(口絵2)の右端、(口絵4)では正面のトロカデロ宮内に日本展示場は設けられた。その展示面積が四〇平方メートルという狭隘さから出品者間にも評判が悪く、展示場は仏国大統領の要請で出品した日本の古器



(口絵4) パリ万博トロカデロ会場

出典：Illustrated London News Sep. 28, 1878



(口絵 5) 日本庭園内茶室

出典：Illustrated London News Jun. 8, 1878

物を中心に展示がなされ、三井物産会社の展示は見られない。しかし、トロカデロ宮前の園中に設けられた日本庭園内に三井物産からの出品建築が設けられた。この日本庭園は(口絵2)ではセーヌ川を渡ってすぐ左側、(口絵4)では中央噴水前広場左側に当たり、「観客ノ最も多く来往経過スル所ヲ占<sup>(61)</sup>」めていた。この庭園中央に設けられた「国風ノ小茶室」(口絵5)が三井物産会社からの出品建築で国風門同様「第六大区第六十六小区」で銀牌を獲得しており、(口絵5)からも分かるように国旗右側に三井の商号と思しき標示が認められる。更に「来客アレハ此室ニ延ヒテ我茶菓ヲ供<sup>(62)</sup>」した茶室内部の「茶室装置」(口絵6)も「第八大区第八十五小区」に三井物産からの出品物として銀牌に賞せられるなど、日本関係全展示場で三井物産会社が明らかに自社の宣伝効果を上げることに努めていたこ



(口絵 6) 日本茶室内部

Illustrated London News Jun. 8, 1878

とは明白である。

また、当然のことながら上記宣伝効果を目的とした出品物のほか貿易商品見本としての出品物も少なくない。ちなみに日本の出品し

た小区は全九〇小区中五九小区に及んだが、三井物産からは二三小区への出品が認められ、その出品点数は詳らかではないが、なかでも第四大区「織物衣服及付属品」の部門へは六小区にわたって出品している。これに続いて第三大区「家具及ヒ付属品」、第五大区「採拓工業及原品製造品」、第七大区「食用品」の各大区に各々四小区ずつ出品し、この点からも三井物産会社の活発な動きが確認される。

以上のように、三井物産会社は日本のパリ万博参加を機に前田正名や松方正義ら直輸出推進論者との接触を通じてパリへの支店進出を決め、同時に政府から荷為替貸付金取扱権や官富富岡製糸所製品の独占販売権を手に入れ所期の目的を果たすことができた。ここに万博参加を現実の貿易政策の中に位置付けようとした政府官僚と三井物産の連携をみる事が出来る。

## 六　む　す　び

第三回パリ万国博覧会は明治十一年十一月十日に閉会したが、この万博への出品者総数は五三、六三五人、見学者総数も延べ一六、〇三二、七二五人に上り、一八五一年のロンドン万博以降、主要万博中最大の規模を誇った。

日本はこのパリ万博に官民共同出品したが、その制度上の諸規則は整備されたとはいえ、フィラデルフィア万博参加時の諸規則が基礎を成すものであった。しかしながら、その参加は日本最大の士族反乱となった西南戦争をはじめ多難な内政事情によって、過去の日

本参加万博中最低の経費によって運営されたのである。このことは当然のことながら種々の点で博覧会準備などその運営に変更を強いることとなったが、そのなかにおいて出品関係については優遇的措置が貫徹され、民間からの出品者はフィラデルフィア万博時の約七倍二六二人にも達し、出品数も四五、三一六点上った。そこには官民双方によるパリ万博参加への積極的支持があったからに他ならなかった。

なかでも三井物産会社は出品荷物の輸送業務等を通じてパリ万博に深く関与し、これを契機にパリ支店設置を企図、政府にその援助を期待した。この計画は外貨獲得・外国貿易振興を課題としていた明治政府に受け入れられ、ここに荷為替貸付金制度による直輸出制度が曲りなりにも成立し、同時に三井物産会社は官富富岡製糸所の製品独占販売権を得たのである。こうして日本の万博参加は、世界に対し独立国家として自己を主張する目的から一歩進み、万博のもつ一級品の見本市としての側面がより重視され、日本の貿易振興政策のなかに現実的な問題として位置付けられることとなった。

こうして外形的には設立した直輸出制度は、実際には荷為替貸付それ自身が国家財政を圧迫したことから短期間で廃止され、商権回復運動は外国為替決済銀行の設立などに代表される段階へと進むことになったが、この過渡期を生み出す発端となった日本のパリ万博参加の意義は大きいと言わねばならない。

また、パリ万博参加や三井物産パリ支店の設立にみられる松方正義ら政府官僚と三井物産会社益田孝らの関係は、いわゆる政商形成

期の一画期を成す前提を生み出す一要因となったが、万博参加による直接間接の人間交流は新たな人脈形成に多大な影響を及ぼした点に特に留意しておきたい。一例を上げるなら、パリ万博に事務取扱として渡仏した大蔵三等属谷謹一郎は、万博開会后松方副総裁に随行して欧州各地を巡視したことから松方との親交が生まれ、後日、松方の大蔵大臣時には秘書官に就任するなど終生松方の下に活躍することとなった。<sup>64)</sup>

こうした万博参加に伴う直接間接の諸影響に関して、今後に残されている課題は少なくない。

〔註〕

- (1) 中村尚美『大隈財政の研究』(校倉書房 昭四三)一〇四頁
- (2) 万博についての総括的な研究書として山本光雄『日本博覧会史』(理想社 昭四五)。吉田光邦『改訂版万国博覧会』(日本放送出版協会 昭六〇)
- (3) 「博物館宛田辺外務大丞公信」明九・五・二六(外務省外交史料館 蔵外務省記録『仏蘭西国巴里開設万国博覧会ニ帝國政府参同一件』)
- 〔以下「参同一件」を略す〕フレイヤー・ナンバー3-15-2-1)
- (4) 「仏国共和政府大統領之布告」明九・四・四(在仏公使館ヨリ第七号信附属四月六日附五月廿三日到)(同右)
- (5) 前掲『日本博覧会史』二三三頁。この使節の基礎的研究として黒江俊子「徳川昭武の渡欧と仏国博覧会出品の意義」『法政史学』十五(昭三七)
- (6) 「外務省宛博物館回答」明九・五・二五(前掲『参同一件』)
- (7) 「寺島外務卿宛仏国代理公使下サンカンタン書翰」明九・六・一五

(同右)

- (8) 「仏国巴里博覧会へ御出品並内地へ御布告相成度儀上申」明九・七・八(国立公文書館蔵『公文録』[昭24-9-③]1746 但、本稿はマイクログフィルムを使用)
- (9) 「仏国巴里府博覧会御出品並内地へ御布告等之儀上申草稿」明九・七・七(前掲『参同一件』)
- (10) 前掲『公文録』[昭24-9-③]1746
- (11) 同右
- (12) 同右
- (13) 前掲「仏国巴里府博覧会へ御出品並内地へ御布告等之儀上申草稿」
- (14) 「仏国代理公使宛鮫島外務大輔書翰」明九・八・二二(前掲『参同一件』)
- (15) 「寺島外務卿宛在日本国仏国代理公使書翰」明九・九・三〇(前掲『参同一件』)
- (16) 「在仏公使館報告」公信第一九号(前掲『参同一件』)。なお、万博において各国最高責任者に王室・貴族より就任する場合の多いことについて、すでにフィラデルフィア万博に於ても指摘されている。  
「米國博覧会正副総裁并事務長官事務官ヲ設ク」明八・五・二〔『太政類典』第二編第七十四巻〕)
- (17) 「内務大丞宛長田外務大丞廻送在仏公使館報告」回送明九・一一・廿八(前掲『参同一件』)
- (18) 勝田孫弥『大久保利通伝』下巻(複製版 臨川書店 昭四五)五五〇頁
- (19) 「在仏公使館報告」公信二二号 明九・一・三(前掲『参同一件』)
- (20) 「中野臨時代理公使宛寺島外務卿指令」明一〇・一・八(前掲『参

同一件)

中野の兼務は前田事務官着仏まで継続される予定であったが、中野は前田着仏後も前田の持参した訓令と寺島からの訓令が矛盾するとして一時期事務引継ぎを拒否、二月一日「尔後ハ事務心得ノ積リ」と申へ前田との間に書類等事務の引継ぎが完了した。(「在仏公使館報告」公信第二十四号 明一〇・一一・三〇、「同上」公信第二十五号 明一〇・一一・一四〔前掲〕参同一件)D)

- (21) 「仏国博覧会経費額ノ儀伺」明一〇・一〔前掲〕『公文録』[No. 10] (2030)

- (22) 仏国博覧会事務局編『明治十一年仏蘭西巴里府万国大博覧会報告書』(以下「報告書」と略す) 附録第一 附録一覽諸表(同事務局 明一二)

- (23) 前掲「米國博覧会正副総裁并事務長官事務官ヲ設ク」付録「太政官宛内務省上申」明八・四・一九

- (24) 宮内省臨時帝室編修局編『明治天皇紀』第四卷(吉川弘文館 昭四一)一九頁

- (25) 「寺島外務卿宛在日仏国代理公使書翰」明一〇・三・五〔前掲〕参同一件)

なお、三月一九日大久保内務卿代理として前島少輔から寺島外務卿へ渡された博覧会関係書類翻訳は次のとおり。

『博覧会規則』

『法蘭西農家会社長広告巴里万国農社議事題目』

『千八百七十八年万国博覧会回文写』

『仏国ニ於テ千八百七十八年展覧会官省日誌ノ規則』

『千八百七十八年巴府万国大博覧会出品ノ輸送交収陳列及ビ送戻ニ

拘ハル特規』

『博覧会事務総裁ヨリ代理公使へ出セシ書翰』

『博覧会場区画色分ノ報告』

- (26) 「十年三月廿日ニ我外務卿仏国代理公使ト對話記」〔前掲〕参同一件)

なお、この翌日に手渡された「大統領親書」は次のとおり。

(欄外) 明治十年三月廿一日公使出省ノ節持参

写 仏蘭西共和国大統領

日本皇帝陛下ニ啓ス

善良英名ナル我友日本皇帝陛下我仏国千八百七十八年ヲ以テ大博覧会ヲ開キ普ネク万国ニ告ゲテ工芸農業ノ物産ヲ此会ニ輸送センコトヲ懇請スルハ陛下ノ知ル所ナリ貴国政府ハ陛下ノ保護ニ頼リ決然能ク泰西諸国ト貿易和親ノ交際ヲ広フシ大ニ国運ヲ盛ニスルノ業ヲ起セリソノ必ス此大会ニ参シ貴国工人ノ技能ヲ炫耀シ貴国製品ノ声価ヲ全成セント欲セラルベキハ我確信スル所ナリ陛下既ニ闔国諸県ニ令スルニ各地ノ方物ヲ我都ニ派送スルノ準備ヲ為スコトヲ以テセリ然レトモ我謂ヘラク陛下此ニ止ラス又日本帝國工芸歴史ノ美事タルヘキ古器中ニ就テ若干名品ヲ選抜排列セシメラルベシト斯ノ如キ古器ノ展覧会ヲ添ヘテ考証ノ資トナサハ誠ニ能ク万国人民力業ヲ好ムノ心ニ由テ翕然樂至シ以テ講求セントスル所ノ事項ヲシテ完備ナラシムルヲ得ベシ爰ニ我力陛下ノ威徳ヲ瞻仰スルコト厚ク聖世ノ昌榮ヲ希望スルコト切ナルノ意ヲ表シ併セテ上帝ノ陛下ヲ愛護センコトヲ維禱ル謹白

千八百七十七年一月十日記巴里

マレシャル、ド、マクマホン、シュック、ド、マジヤンタ手記

外務卿デカース手記

(27) 同右

(28) 大久保の仏国博覧会事務総裁就任は明治一〇年八月二〇日、以後暗殺された明治一一年四月一四日まで在任。なお、大久保の後任は伊藤博文で就任期間は明治一一年五月二八日より閉局となる翌一二年三月三一日まで。

(29) 「仏国博覧会事務局経費増額伺」明一〇・一〇・二〇(前掲『公文録』圖2A-10-②2065)

(30) 前掲『報告書』第二篇(一頁)には事務官について次のように記されている。「我政府ニ於テ本会参同ノ議決セシヤ事務総裁以下事務官御用掛等拜命セシモノ惣計二十三名其内仏国ニ派出セシ者十二名在国ノ者七名仏国公使館在勤ノ者四名トス」。この内、「在国ノ者七名」とは次のとおり。

総裁 大久保利通(のち伊藤博文)

御用掛 河瀬秀治

田中芳男

山高信離

事務官 杉山成一

事務取扱 柴田浩

西山信義

以上七名のほとんどはフィラデルフィア万博関係者で占められている。

(31) 兼勤者の職務状況を掴むことはなかなか困難であるが、外務一等属

平山成信の場合、博覧会事務局からの兼勤要請を外務省は拒否し続け、最終的に了承した際にも「当省中仏学者無人ニ付今該局へ出勤候義者差支候間御用之節ニ当人へ出勤候様御達有之度」との兼勤条件を付しており、平山にはかなりの負担が課せられた。(「前島密宛寺島外務卿回答書」明一〇・四・一六「前掲『参同一件』」) また、指導的立場にあった前田の場合は一段と激しい職務を消化していたようである。「前田正名自叙伝」上巻『社会及国家』二五、昭一二、九九頁) によれば、仏国より帰国した正名の忙振りは次の通り。

「当時正名の勉強は非常なるものにして、朝早く起きて先づ育種場<sup>(三巴)</sup>の仕事に従事し、午前十時頃より新宿御苑に行きて、養蚕、製糸、植物の仕事に手入れ、午後勿々内務省の勸業寮<sup>(勸業局?)</sup>に出勤し、其れより上野博覧会事務局に行き、夕刻よりは更に今の日本橋三越角にある三井物産会社に赴き、其の博覧会出品の手配及び支店の計画に手伝ひ、其の側ら、内閣員の先輩諸氏或は実業家に接見し、殆んど日夜の区別なく非常に勉強せり。」

(32) 前掲『報告書』第二篇 一八頁

(33) 同右 一〇〜一三頁

(34) この点についての内務省予算案と博覧会経費の予算・決算との異状な落差は、事務担当部局は各省から出向職員によって運営される構想であったと仮定すれば、事務担当部局は出向職員の月給を負担する必要はあるが、これに対し各省からの兼勤職員で構成すれば月給は本務の置かれた各省から支払われることとなり、月給の支出を抑

制し得るので、この点が配慮されることで異状な差が生じたものとも考えられる。

(35) 経費節減は様々な面で実施され、仏国博覧会事務局が編纂する該博覧会報告もその対象となった。

乾仏博第九百三十五号

仏国博覧会ニ関スル報告書編輯之義ニ付上申

仏国博覧会ニ関スル報告書該事務局ニ於テ叙述編纂方法之義考量致候処先年埃国博覧会ニ応セラレ候節該事務局ニ於テ報告書編述ノ順序ハ凡ソ博覧会場へ陳列相成候万邦物品ノ評説ハ勿論竟ニ見聞録ノ如キニ涉リ其国勢風俗政治ヨリシテ百般ノ部門ヲ網羅シ殆ト探尽亦餘蘊ナキノ目的ヲ以テ取調候義ト被相考近ク米国博覧会之節モ其轍ヲ逐ヒ候義ニ可有之候得共本局経費金格別減省随テ事務官モ人数少キニ付如此編述多項ニ涉リ候テハ却テ完全ヲ得サルノ掛念有之候間今回編述順序ハ該会開設ノ趣意ヲ起原トシ閉会ニ至ルマテノ景況ヲ綱領ト為シ所謂首尾一貫敢テ他岐ニ涉ラス編輯列叙候事ニ決定仕リ彼ノ見聞録ノ如キハ報告不致見込ニ付予メ此段及上申置候也

仏国博覧会総裁

明治一〇年九月一四日 内務卿大久保利通

太政大臣三条実美殿

(前掲『公文録』附2A-10-②2057)

この上申書通り報告は編輯され、前掲『報告書』として上梓された。

なお同『報告書』の構成は、「第一篇 博覧会総説」、「第二篇

日本部」、「第三篇 外国部」、及び附録として「第一 博覧会場図並諸一覧表」、「第二 仏蘭西農商務省職制一斑費用決算表附」、「明治十一年仏国博覧会出品目録」とから成っている。

(36) 「仏国博覧会出品者資本金欠乏ノ者へ貸与ニ充ル金額下附伺」明一〇・六(前掲『公文録』附2A-10-②2049)

(37) 「輸送ノ物品無税通関并諸規則」(前掲『太政類典』第二編第百三十七卷)

(38) 「博覧会事務局米国博覧会へ出品ノ概則等ヲ布達ス」明七・一二・一五(前掲『太政類典』第二編第百七十四卷)

(39) 前掲「仏国博覧会事務局経費増額伺」

(40) 「仏国大統領親書」明一〇・三・二一受(前掲『参同一件』、全文は註(26)参照)

(41) 「米国博覧会事務局結局ヲ上稟ス」明一〇・八・一七(前掲『太政類典』第二編第百七十四卷)

(42) 三井物産会社『十年日誌』(第二号)明一〇・四・六の条(三井文庫蔵)

(43) 三井文庫『三井事業史』本編第二卷(三井文庫 昭五五)二八七頁

(44) 前掲「十年三月廿日ニ我外務卿仏国代理公使ト對話記」

(45) 「大久保利通宛松方正義書翰」明一〇・四・十六(立教大学日本史研究会編『大久保利通関係文書』五、吉川弘文館、昭四六、二七三頁。なお、( )は藤村通監修『松方正義関係文書』第一卷(大東文化大学東洋研究所 昭五四)三六五頁に拠る)

(46) 「大久保利通宛松方正義書翰」明一〇・六・四(前掲『大久保利通関係文書』二七五〜二七六頁。前註同様( )は『松方正義関係文書』第一卷 三七〇頁に拠る)

(47) 「パリー」へ支店設置ニ関スル願書」大隈大藏卿宛益田孝願書 明一

〇・六(早稲田大学蔵『大隈文書』A1059 本稿はマイクロ・フィルム版を使用)

(48) 三井物産会社『日記』(第三号)明一〇・七・四の条(三井文庫蔵)

(49) 同右 明一〇・七・二七の条

(50) 前掲「仏国巴里府博覧会出品概則」第一条には「出品ヲ望ム者ハ本貫又ハ寄留地方庁ノ添簡ヲ以テ來ル七月三十一日迄ニ略目錄職業族籍ヲ明記シ本局ヘ申出ベシ 但航海志願ノ者ハ略目錄ヲ以テ出品申出ノ節同時七月三十一日ニ出願スベシ」と申請ノ切リを明記している。

(51) 直輸出問題に關しては、海野福寿「直輸出論・直輸出政策」(静岡

大学法経短期大学部『法経論集』一七、昭三九)参照

(52) 前掲『日記』(第三号)明一〇・八・二三の条

(53) 『荷為替貸金取扱方命令状』明一〇・一・一・五(三井文庫蔵 寄附

262-2)

(54) 「パリー」支店設置ニ付荷為替取扱順序概略書」明一〇(前掲『大隈文書』A1060)  
全文は以下の通り。

弊社此度巴里江支社設立仕候ニ付御省為換御用取扱奉願候処御許可被成下難有仕合奉存候就而ハ右取扱順序概略左ニ陳条仕候

#### 第一条

都而諸商估欧米諸州江輸送ノ物品江対シ荷為換貸金ヲ望ミ出ルモノアルトキハ其荷物ヲ検査シ売レ先キ或ハ注文約条等ヲ点檢シ其相当ト認メシ分ハ貸与スヘシ

#### 第二条

荷為換金ヲ貸付セシ物品ハ運送社ノ証書ト海上受合証書ナラヒニ為替手形共之ヲ受取仏国ハ巴里当社支社江英国ハ竜動出張所江宛郵送シ手形日限ニ至リ右証書引換ニ貸付金ヲ返金セシムヘシ

但シ米国外当社支店出張ノ設ケ無キ場処江組ム荷為換ハ当証ノ取引ヲナス「バンク」ヘ証書ヲ送致シ其事ヲ管理セシム

#### 第三条

右為替貸金返金モ期日ニ至リ荷主或ハ其代理ヨリ返金ヲ為サ、ルトキハ督促返金セシムルハ勿論ナレ共若シ事実不得止ノ事故アリテ返金ナシ得サルトキハ改テ其品物ヲ抵当ニ貸金ヲナスヘシ乍併其品物彼ノ市場ニ的當セズ大ニ損失ヲ招クノ懼レアルトキハ本邦江通知シ返却ナサシムルカ又は相当ノ間金ヲ請求スヘシ

#### 第四条

荷為替金ヲ依頼スルモノアリテ其取組ヲ約セシトキハ直チニ其事由ヲ御省江上申シ荷物ヲ取手シテ其金員ノ御下付ヲ願ヒ借主江渡スヘシ尤右ニ対スル手形ハ弊社ヨリ官ヘ差出シ借主ヨリノ手形ハ弊社江取り置クヘシ

#### 第五条

一、弊社ニテ輸送スル物品荷為換損モ都而前条ニ準憑シテ取扱フヘシ

#### 第六条

一、各国公使館留學生費金其他一切官庫ヨリ御送金ハ可成前条荷為

換ヲ以テ送達スヘキハ勿論ニハ候ヘ共当分ハ御送金ノ全額ヲ充  
実スヘキ程ノ為換モ之レアルマシク故ニ其余レルモノハ英貨ト  
洋銀トノ相場ヲ斟酌シ時機ニ応シバンク為換手形ヲ買収スヘシ  
而シテ此手形ハ国債御局江上納シテ其御局ヨリ竜動江御送致ヲ  
願フヘシ

#### 第七条

此御用相動候ニ付而ハ取扱候金高千分ノ五ヲ手数料トシテ弊社江御  
下付被下度候

#### 第八条

右御用ニ付而ハ時々御下金ヲモ可奉願ニ付身元証拠金トシテ秩録公  
債十五万円上納致置可申候

#### 第九条

此御用途ハ少クモ五ヶ年間ハ弊社江取扱被仰付被下度奉願候  
右条々特別ノ御詮儀ヲ以弊社江被仰付被下候ハ、難有奉存候

(55) 『富岡製糸売捌命令状』明一〇・一二(三井文庫蔵) 巻附 262-1、

なお全文は前掲『三井事業史』二八八〜二八九頁参照)

(56) このパリ支店開設について益田孝から三井組大元方への照会は明治  
一〇年一月三〇日である(三井文庫蔵『諸約証書控 大元方』昭  
2289)

(57) 前掲『三井事業史』二九二頁

(58) 九日は前掲『日記』(第三号)明一〇・一〇・八の条欄外に「前田・  
坪内九日午後三時横浜出帆セリ」に拠る。祖田修『前田正名』(吉

川弘館 昭四八 六四頁)等には一〇月一〇日発とある。

(59) 前掲『報告書』第二篇 二一頁

(60) 前掲『報告書』第一篇 一八頁

(61) 前掲『報告書』第二篇 二二頁

(62) 同右 二三頁

(63) 仏国博覧会事務局『明治十一年仏国博覧会出品目録』明一二

(64) 本稿では言及しなかった博覧会期間中の事務局員の活動のうち、谷

謹一郎に関しては拙稿「谷謹一郎と巴里万国博覧会」及び『谷謹一

郎巴里万博日記』(両者共に『法政史学』三七、昭六〇)を参照し

ていただきたい。

(付記)

資料の閲覧に際し国立公文書館・外務省外交史料館・横浜開港資料館・

三井文庫・法政大学図書館・早稲田大学図書館の方々に御協力いただき、

末尾ながら感謝の意を表します。